

1 年 表

〔昭. 37. 12. 1 地方公務員共済組合法施行までの概要〕

年月日	地方公務員共済組合制度	他の関連制度
大 12. 10. 1		「恩給法」の施行
15. 7. 1		「健康保険法」の施行
昭 15. 6. 1		「船員保険法」の施行
19. 10. 1		「旧厚生年金保険法」の施行
22. 5. 3		「地方自治法」の施行
23. 7. 1		「旧国家公務員共済組合法」の施行
26. 2. 13		「地方公務員法」の施行
27. 4. 28	「町村職員恩給組合法」の施行	
11. 1	市町村職員恩給組合恩給条例準則の制定	
29. 1. 1		「私立学校教職員共済組合法」の施行
5. 1		「厚生年金保険法」の施行
30. 1. 1	「市町村職員共済組合法」の施行	
31. 7. 1		「公共企業体職員等共済組合法」の施行
33. 7. 1		「国家公務員共済組合法」の施行
34. 1. 1		「国民健康保険法」の施行 「農林漁業団体職員共済組合法」の施行
2. 28	地方制度調査会「地方公務員の退職年金制度の改正に関する答申」	
9. 7	地方公務員共済制度に関する第一次試案の公表	
11. 1		「国民年金法」の施行
35. 7. 1	地方公務員共済制度に関する第二次試案の公表	
11. 15	地方公務員共済制度に関する第三次試案の公表	
36. 7. 1	「地方議会議員互助年金法」の施行 地方議会議員の互助年金制度のスタート	
10. 16	地方公務員共済制度に関する第四次試案（要綱及び法案）の公表	
11. 1		「通算年金通則法」の施行
37. 3. 1	社会保障制度審議会「地方公務員共済組合法案」及び「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案」について答申	
3. 2	「地方公務員共済組合法案」閣議決定	
3. 8	「地方公務員共済組合法案」国会提出	
3. 13	「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案」閣議決定	
3. 20	「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案」国会提出	
8. 31	「地方公務員共済組合法」及び「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」第 41 回国会で成立	
9. 8	「地方公務員共済組合法」及び「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」公布	
12. 1	「地方公務員共済組合法」及び「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」の施行 地方公務員共済制度のスタート（地方議会議員の年金制度を統合）	〔昭 37.12.1 地方公務員共済組合の設立〕 地方職員共済組合 公立学校共済組合 警察共済組合 都職員共済組合 指定都市ごとの指定都市職員共済組合 都道府県の区域ごとの市町村職員共済組合 都市職員共済組合

〔連合会設立関連以降の地方公務員等共済組合法等の関係法令等の主要改正経過〕

年月日	事 項
58. 2. 14	自治大臣は、地方公務員共済組合審議会会長に対し、地方公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会の設立等に係る「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案について」諮問（3. 10 答申）
2. 24	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（昭和 58 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）
2. 28	自治大臣は、社会保障制度審議会会長に対し、上記 2 月 14 日の地方公務員共済組合審議会に諮問した内容と同内容の「地方公務員等共済組合法の一部改正について」諮問（3.15 答申）
4. 1	<p>「公的年金制度改革の進め方について」公的年金制度に関する関係閣僚懇談会決定</p> <p>1 昭和 58 年度において、次の措置を講ずる。</p> <p>（1）国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合を行うとともに、国鉄共済組合に対する財政上の対策を図る。</p> <p>（2）地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図る。</p> <p>2 昭和 61 年までに共済年金についても国民、厚生両年金制度との関係整理を図る。</p> <p>3 昭和 70 年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させるものとする。</p>
5. 24	<p>「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」閣議決定</p> <p>上記の公的年金制度に関する関係閣僚懇談会の決定「公的年金制度改革の進め方について」に沿って下記の検討を進めるものとする。</p> <p>1 昭和 58 年度において、次の措置を講ずる。</p> <p>（1）国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合を行うとともに国鉄共済組合に対する財政上の対策を図る。</p> <p>（2）地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図る。</p> <p>2 昭和 61 年までに共済年金についても国民、厚生両年金制度との関係整理を図る。</p> <p>3 昭和 70 年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させるものとする。</p>
5. 27	<p>「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」公布（昭和 58 年法律第 59 号）</p> <p>1 地方公務員共済組合連合会の設立に関する事項</p> <p>2 全国市町村職員共済組合連合会の設立に関する事項</p> <p>3 定年等により退職した者に係る長期給付の特例等に関する事項</p>
7. 6	<p>自治大臣は、地方公務員共済組合審議会会長に対し「地方公務員等共済組合法施行令の一部改正について」諮問（同日答申）</p> <p>1 地方公務員共済組合連合会の事業の実施に関する事項</p> <p>2 全国市町村職員共済組合連合会の事業の実施に関する事項</p>

年月日	事 項
58. 7. 15	<p>3 責任準備金の移換に係る特例に関する事項</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（昭和 58 年政令第 161 号）</p> <p>1 地方公務員共済組合連合会の事業の実施に関する事項 2 全国市町村職員共済組合連合会の事業の実施に関する事項 3 責任準備金の移換に係る特例に関する事項</p> <p>社会保険審議会厚生年金保険部会が意見書「厚生年金保険制度改正に関する意見」提出</p> <p>1 3 種 8 制度に分立している公的年金制度を再編成し、一元化する。 2 40 年加入が主流を占める時点での給付水準は現役サラリーマンの平均月収の 60%程度に抑える。 3 すべての婦人に固有の年金権を保障する。</p> <p>7. 27 社会保険審議会船員保険部会が意見書「船員保険（年金）のあり方について」提出 ……船員保険の職務外年金部門を同一内容を有する厚生年金保険に統合</p> <p>8. 1 地方公務員共済組合連合会設立委員選出</p> <p>10. 14 「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（昭和 58 年自治省令第 25 号）</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（昭和 58 年総理府・文部省・自治省令第 2 号）</p> <p>10. 25 地方公務員共済組合連合会設立準備室発足</p> <p>11. 28 厚生大臣は、国民年金審議会会長に対し、基礎年金制度創設に係る「国民年金制度の一部改正について」諮問（59. 1. 26 答申）</p> <p>厚生大臣は、社会保険審議会会長に対し、「国民年金法の改正による基礎年金の導入に伴う厚生年金保険法及び船員保険法の一部改正について」諮問（59. 1. 24 答申）</p> <p>12. 3 「国家公務員及び公共企業体職員等に係る共済組合制度の統合を図るため国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」公布（昭和 58 年法律第 82 号）</p> <p>1 国家公務員の共済組合制度と公共企業体の共済組合制度とを統合 （1）公共企業体職員に係る長期給付要件等の調整 （2）国鉄共済に係る年金の円滑な支払を確保するための財政事業の実施 2 定年等により退職した者に係る長期給付の特例等に関する事項</p> <p>59. 1. 25 厚生大臣は、社会保障制度審議会会長に対し、基礎年金制度創設に関する国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法の改正並びに昭和 59 年度における年金額等の改定等に係る「国民年金法等の一部改正について」諮問（2.23 答申）</p>

年月日	事 項
59. 2. 24	<p>「公的年金制度の改革について」閣議決定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和 59 年において国民年金及び厚生年金保険制度に共通の基礎年金制度を創設する。 2 船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合する。 3 昭和 60 年には共済年金について、上記基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改正を行う。 4 上記 1 から 3 の改革は、昭和 61 年度から実施する。 5 昭和 70 年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。
3. 14	地方公務員共済組合連合会の定款について自治大臣認可
3. 30	<p>「地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令」公布（昭和 59 年自治省令第 4 号）</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（昭和 59 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）</p>
4. 1	地方公務員共済組合連合会発足
4. 12	<p>第 1 回役員会の開催 （定款・諸規程、予算等の報告・審議等）</p>
4. 23	<p>社会保障制度審議会年金数理部会において「年金数理部会第一次報告書」作成</p>
4. 26	<p>第 1 回運営審議会の開催 （会長選挙、定款・諸規程、予算等の報告・審議等）</p>
4. 27	<p>設立披露の開催</p> <p>【以下、定款の設定・変更経過は資料編 2 の(2)及び(3)を、諸規程等の制定・変更経過は同 2 の(4)から(7)を、組織及び役職員の就任状況は同 4 を、運営審議会議等の開催状況については同 5 を参照】</p>
5. 15	「恩給法等の一部を改正する法律」公布（昭和 59 年法律第 29 号）
5. 25	<p>「昭和 42 年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律」公布（昭和 59 年法律第 42 号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既裁定年金の年金額の引上げ 2 退職年金等の最低保障額の引上げ 3 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ 4 全国市町村職員共済組合連合会の行う短期給付に係る財政調整事業の対象に都市職員共済組合の短期給付に係る事業を加える。
	<p>「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（昭和 59 年政令第 155 号）</p>

年月日	事 項
	1 沖縄の共済法の通算退職年金等の年金の額の改定の特例措置 2 全国市町村職員共済組合連合会の行う短期給付に係る財政調整事業の規定整備 3 運営審議会の委員等の任命の特例の適用期間の延長
59. 5. 25	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（昭和 59 年自治省令第 13 号）
6 月末	連合会払込金の納入 （各組合の 58 年度末責任準備金の現実積立額の 15%相当額分）
7. 31	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（昭和 59 年政令第 250 号） 1 特例継続組合員となるための申出等の手続に関する事項 2 特例継続掛金の算定及び払込みの方法等に関する事項 3 特例継続組合員に係る長期給付の特例等に関する事項 4 特例退職年金等に関する事項
9. 29	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（昭和 59 年総理府・文部省・自治省令第 2 号）
	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（昭和 59 年自治省令第 27 号）
10. 12	「共済年金制度改革の方向」（共済年金制度改革検討委員会報告）抜粋 第 1 基本的な考え方 高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、共済年金制度についても公的年金制度の一元化を展望しつつ改革を進める必要がある。 また、共済年金制度は、職務の能率的運営に資するという公務員制度等の一環となっており、この面にも配慮した制度改革が必要である。 更に、各制度の創設の経緯、沿革等からくる現行公的年金制度間の制度内容の相違から生じている制度間格差等の議論にも応える必要がある。 このため、共済年金制度についても、全国民に共通する基礎年金を導入し、この上に厚生年金相当部分、職域年金相当部分をそれぞれ勘案しつつ公的年金制度の整合性を図ることができるように、以下の方向で所得比例年金を設計する。 以下、省略
10. 17	地方公務員共済組合審議会懇談会開催 上記の 「共済年金制度改革の方向」 について、自治省行政局公務員部福利課長より説明が行われた。
11. 2	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（昭和 59 年政令第 314 号） 継続長期組合員制度の対象となる法人として、消防団員等公務災害補償等共

年月日	事 項
59. 12. 25	<p>済基金、総合研究開発機構、地方公務員災害補償基金及び危険物保安技術協会を追加することとした。</p> <p>「国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律」公布（昭和 59 年法律第 84 号）</p>
	<p>「厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（昭和 59 年政令第 352 号）</p>
	<p>「地方公務員等共済組合法等による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（昭和 59 年政令第 360 号）</p>
	<p>1 厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の改定措置が講ぜられることに伴い、当該措置を参酌して地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定に基づく年金の額を改定するための措置が講ぜられた。</p>
	<p>2 上記の措置は昭和 59 年 4 月分の給付から実施する。</p>
60. 2. 28	<p>自治大臣は、地方公務員共済組合審議会会長に対し、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」諮問（4.8 答申）</p>
3. 29	<p>「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（昭和 60 年政令第 47 号）</p>
3. 30	<p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（昭和 60 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）</p>
	<p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（昭和 60 年自治省令第 9 号）</p>
4. 1	<p>自治大臣は、社会保障制度審議会会長に対し、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について」諮問（4. 10 答申）</p>
	<p>なお、4 月 10 日に社会保障制度審議会会長は、上記諮問に係る答申とあわせて、「公的年金制度に関する意見」を内閣総理大臣あてに提出した。</p>
4. 20	<p>「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」第 102 回国会へ提出</p>
4. 24	<p>「国民年金法等の一部を改正する法律案」参議院本会議で可決。衆議院へ回付され本会議で可決・成立。</p>
5. 1	<p>「国民年金法等の一部を改正する法律」公布（昭和 60 年法律第 34 号）</p>
5. 31	<p>「恩給法等の一部を改正する法律」公布（昭和 60 年法律第 42 号）</p>
6. 25	<p>「昭和 42 年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律」公布（昭和 60 年法律第 78 号）</p>
	<p>「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（昭和 60 年政令第 193 号）</p>

年月日	事 項
	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（昭和 60 年自治省令第 21 号）
60. 12. 3	11 月 29 日に開催された衆議院地方行政委員会において、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」が一部修正のうえ、附帯決議を付し可決、同日衆議院本会議において可決
12. 20	12 月 19 日に開催された参議院地方行政委員会において、上記法案が一部修正のうえ、附帯決議を付し可決後、参議院本会議において可決、衆議院に回付され、同日衆議院本会議において可決・成立
12. 27	「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」公布（昭和 60 年法律第 108 号）
61. 1. 27	「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行について」行政局長通知（昭和 61 年自治福第 11 号）
3. 28	「国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令」公布（昭和 61 年政令第 53 号）
	「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」公布（昭和 61 年政令第 54 号）
	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令」公布（昭和 61 年政令第 57 号）
	「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」公布（昭和 61 年政令第 58 号）
3. 31	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（昭和 61 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）
	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（昭和 61 年自治省令第 4 号）
	「国民年金法施行規則の一部を改正する省令」公布（昭和 61 年厚生省令第 24 号）
4. 1	「国民年金法第 12 条第 3 項の規定に基づき社会保険庁長官が指定する共済組合を定める件」告示（昭和 61 年社会保険庁告示第 10 号）
4. 16	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令等の施行について」行政局長通知（昭和 61 年自治福第 160 号）

年月日	事 項
4. 25	「恩給法等の一部を改正する法律」公布（昭和 61 年法律第 30 号）
	「地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正について」行政局長通知（昭和 61 年自治福第 167 号）
61. 5. 23	「地方公務員等共済組合法等の解釈等について」福利課長通知（昭和 61 年自治福第 185 号）
6. 28	「昭和 61 年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」公布（昭和 61 年政令第 247 号）
12. 11	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（昭和 61 年自治省令第 29 号）
62. 3. 18	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（昭和 62 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）…… 資金の運用に関する特例
	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（昭和 62 年自治省令第 6 号）
5. 29	「恩給法等の一部を改正する法律」公布（昭和 62 年法律第 31 号）
	「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」公布（昭和 62 年政令第 183 号）
6. 2	「国民年金法等による年金の額の改定に関する政令」公布（昭和 62 年政令第 187 号）
	「国民年金法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（昭和 62 年政令第 188 号）
6. 12	「昭和 62 年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律」公布（昭和 62 年法律第 74 号）
	1 厚生年金及び国民年金における措置に準じ、昭和 60 年の消費者物価指数に対する昭和 61 年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和 62 年 4 月分以降の年金の額を改定すること。
	2 その他所要の措置を講ずること。
	3 この法律は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行すること。
6. 19	「地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令」公布（昭和 62 年政令第 220 号）
	1 地方公務員共済組合が支給する年金の額について、昭和 60 年の消費者物価指数に対する昭和 61 年の消費者物価指数の比率を基準として、0.6%引き上げること。
	2 地方議会議員共済会が支給する年金の額についても、前記の措置を参酌して、所要の改定措置を講ずること。
	3 その他所要の措置を講ずること。

年月日	事 項
	<p>4 これらの措置は、昭和 62 年 4 月分の給付から実施すること。</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（昭和 62 年自治省令第 25 号）</p>
62. 7. 14	<p>「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（昭和 62 年政令第 258 号）</p>
7. 20	<p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（昭和 62 年総理府・文部省・自治省令第 2 号）</p>
63. 3. 30	<p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（昭和 63 年自治省令第 12 号）</p>
	<p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（昭和 63 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）</p>
4. 26	<p>「恩給法等の一部を改正する法律」公布（昭和 63 年法律第 20 号）</p>
5. 27	<p>「昭和 62 年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律」公布（昭和 63 年法律第 68 号）</p>
	<p>1 厚生年金及び国民年金における措置に準じ、昭和 61 年の消費者物価指数に対する昭和 62 年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和 63 年 4 月分以降の年金の額を改定すること。</p> <p>2 その他所要の措置を講ずること。</p> <p>3 この法律は、公布の日から施行すること。</p>
6. 14	<p>「昭和 63 年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」公布（昭和 63 年政令第 187 号）</p>
	<p>「地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（昭和 63 年政令第 192 号）</p>
	<p>1 地方公務員共済組合が支給する年金の額について、昭和 61 年の消費者物価指数に対する昭和 62 年の消費者物価指数の比率を基準として、0.1%引き上げること。</p> <p>2 地方議会議員共済会が支給する年金の額についても、前記の措置を参酌して、所要の改定措置を講ずること。</p> <p>3 その他所要の措置を講ずること。</p> <p>4 これらの措置は、昭和 63 年 4 月分の給付から実施すること。</p>
6. 21	<p>「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（昭和 63 年政令第 210 号）</p>
	<p>1 地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会が業務上の余裕金の運用方法として、組合員を被保険者とする生命保険の保険料の払込みを加えること。</p> <p>2 地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済</p>

年月日	事 項
	<p>組合連合会が上記の方法により業務上の余裕金を運用しようとする場合には、主務大臣の承認を受けなければならないこと。</p>
63. 9. 1	<p>「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（昭和 63 年政令第 260 号）</p> <p>1 地方公務員等共済組合法の規定により国又は地方公共団体が昭和 63 年度以後において地方公務員共済組合に対して負担する金額については、自治大臣が定めるところにより、これらの規定により算定した金額から調整対象額の全部又は一部を控除した金額とすることができるものとする。</p> <p>2 調整対象額とは、国又は地方公共団体が昭和 60 年度以前に払い込んだ負担金の額と長期給付に要する費用の負担方式が変更されていたものとした場合の負担金の額との差額及びその利子相当額をいうものであること。</p>
10. 31	<p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（昭和 63 年自治省令第 34 号）</p> <p>……地方公務員共済組合連合会の経理単位として預託金管理経理を新たに設けること。</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（昭和 63 年総理府・文部省・自治省令第 2 号）</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令等の施行について」行政局長通知（自治福第 256 号）</p>
11. 1	<p>「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（昭和 63 年政令第 316 号）</p>
11. 29	<p>年金審議会会長は、厚生大臣に対し、「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」を提出</p>
元. 2. 3	<p>厚生大臣は、年金審議会会長に対し、「国民年金制度及び厚生年金保険制度改正案」を諮問（2. 27 答申）</p>
2. 7	<p>厚生大臣は、社会保障制度審議会会長に対し、「国民年金制度等の改正案」を諮問（3. 6 答申）</p>
2. 9	<p>厚生大臣は、年金審議会会長に対し、「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置制度案」を諮問（3. 17 答申）</p> <p>自治大臣は、地方公務員共済組合審議会会長に対し、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」（2. 20 答申）並びに「被用者年金制度間の負担調整の実施について」を諮問（3.17 答申）</p>
2. 14	<p>厚生大臣は、社会保障制度審議会会長に対し、「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置制度案要綱」を諮問（3.20 答申）</p>

年月日	事 項
2. 20	自治大臣は、社会保障制度審議会会長に対し、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」を諮問（3.6 答申）
元. 3. 23	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成元年自治省令第 10 号）
3. 28	<p>「被用者年金の支給開始年齢の引上げについて」閣議決定</p> <p>1 被用者年金の支給開始年齢の引上げ問題については、長寿社会における老後の所得保障の在り方を考える場合に避けて通れないものであり、準備期間を設けつつ、段階的に進めていくこととする。</p> <p>2 厚生年金における支給開始年齢の引上げスケジュールは、男子については平成 10 年度から 61 歳とし、その後 3 年ごとに 1 歳ずつ引き上げて平成 22 年度に 65 歳とする。また、女子についても同様に平成 15 年度に 61 歳とし、その後順次引き上げて平成 27 年度に 65 歳とする。</p> <p>3 共済年金については、その職域における就業に関する制度・運営等にも留意しつつ検討を進め、厚生年金との整合性を図る観点から、上記と同様の趣旨の措置を講ずるよう対処していくこととする。</p> <p>4 上記 2 及び 3 の措置を進めるに際しては、高齢者雇用促進等各職域の事情に応じた条件整備を図るなどの施策を総合的に進めていくこととする。</p>
3. 29	<p>「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」</p> <p>「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」</p> <p>「国民年金法等の一部を改正する法律案」</p> <p>について第 114 回国会へ提出</p>
4. 14	「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案」第 114 回国会へ提出
6. 28	「恩給法等の一部を改正する法律」公布（平成元年法律第 32 号）
10. 27	<p>地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算に係る自治大臣が定める算定方法が示される。（行政局長通知 自治福第 259 号）</p> <p>自治大臣の定める算定方法（骨子）</p> <p>1 長期給付に要する費用は、地方公務員共済組合を組織する組合員のすべてについて、地方公共団体の長である組合員とその他の組合員とをそれぞれ単位として算定すること。</p> <p>2 財源率は、平準保険料率に 80%を下回らない修正率を乗じて算定すること。</p> <p>3 諸般の事情により、上記 2 により難しい場合は、次期再計算の財源率の引上げ幅に反映し、かつ、将来にわたって財政の安定が確保される将来見通しを作成することを前提に、上記 2 によらない財源率を算定することもやむを得ないこと。ただし、この場合の引上げ幅は、国家公務員等共済組合連合会における保険料率改正の場合の引上げ幅（本俸ベース千分の 47.5）との均衡を考慮し、あらかじめ当省と協議のうえ定めること。</p>

年月日	事 項																																	
元. 11. 27	<p>「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成元年政令第 313 号）</p> <p>地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の円滑な運営に資するため、地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の算定の単位に係る特例を定めること。</p>																																	
11. 30	<p>「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」衆議院地方行政委員会において一部修正のうえ、附帯決議を付し可決、同日衆議院本会議において可決、同日参議院に送付（同日、参議院地方行政委員会に附託）</p> <p>「国民年金法等の一部を改正する法律案」及び「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案」衆議院社会労働委員会において、それぞれ一部修正のうえ、附帯決議を付し可決、同日衆議院本会議において可決、同日参議院に送付（12月1日、参議院社会労働委員会に附託）</p>																																	
12. 1	<p>地方公務員共済組合連合会定款の一部変更（公告）</p> <p>地方公務員共済組合の長期給付に係る掛金率及び負担金率に変更となる。</p> <p>(イ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>掛 金 率</th> <th>負担金率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長 期 組 合 員</td> <td>1,000 分の 88.0</td> <td>1,000 分の 89.0</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体の長である組合員</td> <td>1,000 分の 91.5</td> <td>1,000 分の 92.5</td> </tr> <tr> <td>特 例 継 続 組 合 員</td> <td>1,000 分の 176.0</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>掛 金 率</th> <th>職員団体、組合又は連合会の負担金率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員団体の事務に従事する組合員</td> <td>1,000 分の 88.0</td> <td>1,000 分の 88.0</td> </tr> <tr> <td>組合役職員である組合員</td> <td>1,000 分の 88.0</td> <td>1,000 分の 89.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>掛 金 率</th> <th>公庫等の負担金率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継 続 長 期 組 合 員</td> <td>1,000 分の 88.0</td> <td>1,000 分の 89.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ニ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>掛 金 率</th> <th>団体の負担金率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団 体 組 合 員</td> <td>1,000 分の 88.0</td> <td>1,000 分の 89.0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	掛 金 率	負担金率	長 期 組 合 員	1,000 分の 88.0	1,000 分の 89.0	地方公共団体の長である組合員	1,000 分の 91.5	1,000 分の 92.5	特 例 継 続 組 合 員	1,000 分の 176.0	—	区 分	掛 金 率	職員団体、組合又は連合会の負担金率	職員団体の事務に従事する組合員	1,000 分の 88.0	1,000 分の 88.0	組合役職員である組合員	1,000 分の 88.0	1,000 分の 89.0	区 分	掛 金 率	公庫等の負担金率	継 続 長 期 組 合 員	1,000 分の 88.0	1,000 分の 89.0	区 分	掛 金 率	団体の負担金率	団 体 組 合 員	1,000 分の 88.0	1,000 分の 89.0
区 分	掛 金 率	負担金率																																
長 期 組 合 員	1,000 分の 88.0	1,000 分の 89.0																																
地方公共団体の長である組合員	1,000 分の 91.5	1,000 分の 92.5																																
特 例 継 続 組 合 員	1,000 分の 176.0	—																																
区 分	掛 金 率	職員団体、組合又は連合会の負担金率																																
職員団体の事務に従事する組合員	1,000 分の 88.0	1,000 分の 88.0																																
組合役職員である組合員	1,000 分の 88.0	1,000 分の 89.0																																
区 分	掛 金 率	公庫等の負担金率																																
継 続 長 期 組 合 員	1,000 分の 88.0	1,000 分の 89.0																																
区 分	掛 金 率	団体の負担金率																																
団 体 組 合 員	1,000 分の 88.0	1,000 分の 89.0																																
12. 14	<p>「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」参議院地方行政委員会において附帯決議を付し可決、翌 15 日参議院本会議において可決・成立</p> <p>「国民年金法等の一部を改正する法律案」及び「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法等」参議院社会労働委員会において、附帯決議を付し可決、翌 15 日参議院本会議において可決・成立</p>																																	

年月日	事 項
元. 12. 22	「国民年金法等の一部を改正する法律」公布（平成元年法律第 86 号）
	「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」公布（平成元年法律第 87 号）
12. 27	「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」公布（平成元年法律第 93 号）
12. 28	「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」公布（平成元年法律第 96 号）
	「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成元年政令第 354 号）
	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成元年自治省令第 41 号）
2. 3. 30	<p>「平成 2 年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令」公布（平成 2 年政令第 83 号）</p> <p>1 地方公務員共済組合が支給する年金の額について、昭和 63 年平均の全国消費者物価指数に対する平成元年平均の全国消費者物価指数の上昇率（2. 3%）を基準として、その額を引き上げること。</p> <p>2 その他所要の措置を講ずること。</p> <p>3 これらの措置は、平成 2 年 4 月分の給付から実施すること。</p>
	<p>「地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 2 年政令第 84 号）</p> <p>1 全国市町村職員共済組合連合会による新たな短期給付に係る財政調整事業の実施のための所要の措置を講ずること。</p> <p>2 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の施行に伴う所要の措置を講ずること。</p> <p>3 日本たばこ産業共済組合の組合員であった者に対する長期給付の特例について所要の措置を講ずること。</p>
	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 2 年自治省令第 6 号）
	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 2 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）
6. 5	「恩給法等の一部を改正する法律」公布（平成 2 年法律第 25 号）

年月日	事 項
2. 6. 29	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 2 年政令第 188 号）
11. 15	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 2 年政令第 331 号）
3. 3. 29	<p>「平成 2 年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 3 年政令第 67 号）</p>
	<p>1 地方公務員共済組合が支給する年金の額について、平成元年平均の全国消費者物価指数に対する平成 2 年平均の全国消費者物価指数の上昇率（3.1%）を基準として、その額を引き上げること。</p> <p>2 その他所要の措置を講ずること。</p> <p>3 これらの措置は、平成 3 年 4 月分の給付から実施すること。</p>
	<p>「国民年金法等による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 3 年政令第 72 号）</p>
	<p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 3 年自治省令第 5 号）</p>
	<p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 3 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）</p>
3. 30	「恩給法等の一部を改正する法律」公布（平成 3 年法律第 6 号）
4. 1	<p>「国民年金法施行令の一部を改正する政令」（平成 3 年政令第 102 号）</p>
	<p>1 社会保険庁長官による老齢基礎年金の裁定事務に関する事項 厚生年金保険法附則第 8 条の規定による老齢厚生年金を受ける権利の裁定を受けたことのある者に係る老齢基礎年金等の裁定に関する事務を社会保険庁長官が行うこととすること。</p> <p>2 共済組合等による基礎年金の支払事務等に関する事項 （1）老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金であって厚生省令で定めるものの支払に関する事務は、共済組合等に行わせることができること。 （2）（1）の基礎年金に係る届出等の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務は、基礎年金の支払に関する事務を行う共済組合等に行わせること。 （3）政府は、共済組合等が基礎年金の支払に関する事務を行う場合は、その支払に必要な資金を当該共済組合等に交付するものとする。こと。 （4）大蔵大臣は、基礎年金の支払に関する事務を行う共済組合等を所管する大臣を長とする行政機関の職員に（3）の資金の受払の状況を実地監査させることができるとともに、特に必要があると認めるときは、当該共済組合等に対し実地監査を行うことができること。</p> <p>3 施行期日 この政令は、公布の日から施行すること。</p>

年月日	事 項
3. 4. 1	「基礎年金の支払事務の取扱いに関する省令」公布（平成 3 年大蔵省令第 20 号）
	「国民年金法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 3 年厚生省令第 26 号）
4. 2	厚生省告示第 75 号 基礎年金支払事務を行う共済組合等の指定
4. 3. 27	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 4 年政令第 60 号）
	「平成 2 年度及び平成 3 年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 4 年政令第 62 号）
	1 地方公務員共済組合が支給する年金の額について、平成 2 年平均の全国消費者物価指数に対する平成 3 年平均の全国消費者物価指数の上昇率（3.3%）を基準として、その額を引き上げること。
	2 その他所要の措置を講ずること。
	3 これらの措置は、平成 4 年 4 月分の給付から実施すること。
	「国民年金法等による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 4 年政令第 67 号）
	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 4 年自治省令第 6 号）
	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 4 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）
3. 31	「恩給法等の一部を改正する法律」公布（平成 4 年法律第 4 号）
	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 4 年総理府・文部省・自治省令第 2 号）
4. 10	「国民年金法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 4 年政令第 133 号）
6. 26	「平成 4 年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」公布（平成 4 年政令第 220 号）
	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 4 年政令第 221 号）

年月日	事 項
4. 9. 17	<p>「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 4 年政令第 297 号） ……短期給付等に係る掛金の標準となる給料の最高限度額に関する事項</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 4 年自治省令第 25 号）</p>
5. 3. 24	<p>「平成 2 年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 5 年政令第 45 号）</p> <p>1 地方公務員共済組合が支給する年金の額について、平成 3 年平均の全国消費者物価指数に対する平成 4 年平均の全国消費者物価指数の上昇率（1.6%）を基準として、その額を引き上げること。 2 その他所要の措置を講ずること。 3 これらの措置は、平成 5 年 4 月分の給付から実施すること。</p> <p>「国民年金法等による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 5 年政令第 49 号）</p> <p>「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 5 年政令第 50 号）</p>
3. 31	<p>「恩給法等の一部を改正する法律」公布（平成 5 年法律第 3 号）</p> <p>「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律」公布（平成 5 年法律第 6 号） 被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまでの間における当面の措置である制度間調整事業について、日本鉄道共済組合に係る調整交付金の特例減額措置を当分の間の措置に改める等の措置を講ずること。</p> <p>「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 5 年政令第 81 号） 日本鉄道共済組合に係る調整交付金の特例減額措置を 1, 150 億円から 970 億円に圧縮する関係政令も同日付けで公布され、同年 4 月 1 日から施行された。</p>
4. 1	<p>「国民年金法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 5 年政令第 142 号）</p>
4. 7	<p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 5 年総理府・文部省・自治省第 1 号）</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 5 年自治省令第 18 号）</p>
6. 16	<p>「平成 5 年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」公布（平成 5 年政令第 190 号）</p>

年月日	事 項
5.10.12	年金審議会会長は、厚生大臣に対し、「 国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見 」を提出 1 改正に当たって基本的な考え方 2 財政再計算に伴う具体的改正事項について 3 一元化への対応について
6. 2.17	厚生大臣は、年金審議会会長に対し、「国民年金法等の一部を改正する法律案について」を諮問（3. 1 答申）
2.21	厚生大臣は、社会保障制度審議会会長に対し、「国民年金法等の一部を改正する法律案について」を諮問（3. 3 答申） 自治大臣は、地方公務員共済組合審議会会長に対し、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について」を諮問（3. 4 答申）
3. 1	大蔵、文部、農林水産並びに自治大臣は、社会保障制度審議会に対し、「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案」「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案」「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」をそれぞれ諮問（3.7 答申）
3.17	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 6 年総理府・文部省・自治省令第 1 号） 「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 6 年自治省令第 11 号）
3.18	「国民年金法等の一部を改正する法律案」について、第 129 回国会へ提出
3.25	「公務部門における高齢者雇用について」閣議決定 1 高齢国家公務員の雇用の基本的考え方 2 高齢国家公務員の雇用の推進方策
3.30	「平成 2 年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 6 年政令第 94 号） 1 地方公務員共済組合が支給する年金の額について、平成 4 年平均の全国消費者物価指数に対する平成 5 年平均の全国消費者物価指数の上昇率（1. 3%）を基準として、その額を引き上げること。 2 その他所要の措置を講ずること。 3 これらの措置は、平成 6 年 4 月分の給付から実施すること。
3.31	「恩給法等の一部を改正する法律」公布（平成 6 年法律第 14 号）
4. 8	「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」第 129 回国会へ提出

年月日	事 項
6. 6. 30	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 6 年政令第 201 号）
9. 30	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 6 年総理府・文部省・自治省令第 2 号） 「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 6 年自治省令第 37 号）
10. 26	「国民年金法等の一部を改正する法律案」衆議院厚生委員会において一部修正のうえ、附帯決議を付し可決、翌 27 日の衆議院本会議において可決、参議院に送付（28 日参議院厚生委員会に附託）
10. 27	「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」衆議院地方行政委員会において一部修正のうえ可決、衆議院本会議で可決
11. 2	「国民年金法等の一部を改正する法律案」参議院厚生委員会において可決、同日参議院本会議において可決・成立 「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」参議院地方行政委員会において可決、同日参議院本会議において可決・成立
11. 9	「国民年金法等の一部を改正する法律」公布（平成 6 年法律第 95 号）
11. 16	「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」公布（平成 6 年法律第 98 号） 「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」公布（平成 6 年法律第 99 号） 「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律」公布（平成 6 年法律第 100 号） 「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律」公布（平成 6 年法律第 101 号） 「地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 6 年政令 358 号） 「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 6 年自治省令第 40 号） 「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律等の施行について」行政局長通知（自治福第 228 号）

年月日	事 項																															
6. 11. 30	「平成6年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成6年政令第375号）																															
12. 1	<p>地方公務員共済組合連合会定款の一部変更（公告） 地方公務員共済組合の長期給付に係る掛金率及び負担金率に変更となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>掛 金 率</th> <th>負担金率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長期組合員</td> <td>H6.12～H8.11</td> <td>1,000分の99.0</td> <td>1,000分の100.0</td> </tr> <tr> <td>H8.12～</td> <td>1,000分の103.5</td> <td>1,000分の104.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方公共団体の長である組合員</td> <td>H6.12～H8.11</td> <td>1,000分の103.0</td> <td>1,000分の104.2</td> </tr> <tr> <td>H8.12～</td> <td>1,000分の108.0</td> <td>1,000分の108.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職員団体の事務に従事する組合員</td> <td>H6.12～H8.11</td> <td>1,000分の99.0</td> <td>1,000分の99.0</td> </tr> <tr> <td>H8.12～</td> <td>1,000分の103.5</td> <td>1,000分の103.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特例継続組合員</td> <td>H6.12～H8.11</td> <td>1,000分の198.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H8.12～</td> <td>1,000分の207.0</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	掛 金 率	負担金率	長期組合員	H6.12～H8.11	1,000分の99.0	1,000分の100.0	H8.12～	1,000分の103.5	1,000分の104.7	地方公共団体の長である組合員	H6.12～H8.11	1,000分の103.0	1,000分の104.2	H8.12～	1,000分の108.0	1,000分の108.9	職員団体の事務に従事する組合員	H6.12～H8.11	1,000分の99.0	1,000分の99.0	H8.12～	1,000分の103.5	1,000分の103.5	特例継続組合員	H6.12～H8.11	1,000分の198.0	—	H8.12～	1,000分の207.0	—
区 分	掛 金 率	負担金率																														
長期組合員	H6.12～H8.11	1,000分の99.0	1,000分の100.0																													
	H8.12～	1,000分の103.5	1,000分の104.7																													
地方公共団体の長である組合員	H6.12～H8.11	1,000分の103.0	1,000分の104.2																													
	H8.12～	1,000分の108.0	1,000分の108.9																													
職員団体の事務に従事する組合員	H6.12～H8.11	1,000分の99.0	1,000分の99.0																													
	H8.12～	1,000分の103.5	1,000分の103.5																													
特例継続組合員	H6.12～H8.11	1,000分の198.0	—																													
	H8.12～	1,000分の207.0	—																													
12. 16	<p>「公的年金制度の一元化について」公的年金制度に関する関係閣僚会議決定 1 公的年金制度の一元化 2 日本鉄道共済組合に対する当面の措置</p>																															
7. 3. 8	「恩給法等の一部を改正する法律」公布（平成7年法律第21号）																															
3. 23	<p>「国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」公布（平成7年政令第72号）</p> <p>「国民年金法等による年金の額の改定に関する政令」公布（平成7年政令第73号）</p> <p>「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成7年政令第74号）</p>																															
3. 29	<p>「地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成7年政令第117号）</p> <p>1 併給の調整の特例において、地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）による遺族共済年金の一部の支給の停止の解除の申請を行う上で必要となる法による退職共済年金の一部の支給の停止の解除の申請に係る規定に相当する他の法令の規定を定めることとした。</p> <p>2 法附則第19条の規定による退職共済年金の受給権を取得したときまで引き続き20年以上一定階級以下の警察官、消防吏員等（以下「特定階級職員」という。）として在職していた者に準ずるものとして、その者の事情によらないで引き続き特定階級職員以外の職員となった期間がある者であり、同条の規定による退職共済年金の受給権の取得時に特定階級職員としての期間を20年以上有する特定階級職員である者を定めることとした。</p>																															

年月日	事 項
	<p>3 法附則第 19 条の規定による退職共済年金に定額部分を一部繰上げた額が加算される事由となる給付として、一部繰上げされた国民年金法による老齢基礎年金を定めることとした。</p> <p>4 特別掛金の徴収の対象として、寒冷地手当等を定めることとした。</p> <p>5 その他所要の規定の整備を行うこととした。</p> <p>6 この政令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行することとした。</p>
7. 3. 29	<p>「平成 7 年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令」公布（平成 7 年政令第 118 号）</p> <p>1 地方公務員共済組合が支給する年金の額について、平成 5 年平均の全国消費者物価指数に対する平成 6 年平均の全国消費者物価指数の上昇率（0. 7%）を基準として、その額を引き上げること。</p> <p>2 その他所要の措置を講ずること。</p> <p>3 これらの措置は、平成 7 年 4 月分の給付から実施すること。</p> <p>「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 7 年政令第 122 号）</p> <p>「国民年金法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 7 年政令第 123 号）</p>
3. 31	<p>「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」公布（平成 7 年法律第 52 号）</p> <p>1 育児休業手当金に関する事項</p> <p>2 地方議会議員の年金制度に関する事項</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 7 年政令第 147 号）</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 7 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 7 年自治省令第 15 号）</p>
7. 7	<p>社会保障制度審議会会長が「社会保障体制の再構築（勧告）～安心して暮らせる 21 世紀の社会をめざして～」を内閣総理大臣に提出</p>
7. 26	<p>「公的年金制度の一元化に関する懇談会」</p> <p>JR 等の旧三公社の共済年金を厚生年金に統合するよう求める報告書（公的年金一元化について）をまとめた。</p> <p>1 一元化の目指すべき方向</p> <p>2 一元化を進めるに当たっての考え方</p> <p>3 一元化の進め方</p> <p>（1）被用者年金制度の再編成</p>

年月日	事 項
	(2) 旧公共企業体共済の厚生年金への統合 (3) 制度の安定化・公平化のため情報公開・検証 4 現業業務の一元化の推進 5 関連する事項
7. 7. 26	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 7 年総理府・文部省・自治省令第 2 号）
8. 31	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 7 年自治省令第 25 号）
11. 15	「高齢社会対策基本法」公布（平成 7 年法律第 129 号）
8. 2. 16	厚生大臣は、年金審議会会長に対し、「厚生年金保険制度の改正及び厚生年金基金制度及び国民年金基金制度改正」（JR、JT 及び NTT の共済組合の厚生年金への統合案）について諮問（2.21 答申）
2. 19	自治大臣は、地方公務員共済組合審議会会長に対し、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について」諮問（2. 23 答申）
2. 20	大蔵・文部・厚生・農林水産・自治の各大臣は、社会保障制度審議会会長に対し、「厚生年金保険制度の改正及び厚生年金基金制度及び国民年金基金制度改正」について諮問（2.28 答申）
3. 8	「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」第 136 回国会へ提出
	「公的年金制度の再編成の推進について」閣議決定（抜粋）
	1 被用者年金制度の再編成については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、これを行うものとする。
	2 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮し、各制度が今後 21 世紀にかけて成熟化する段階において以下のような漸進的な対応を進めつつ、その統一的な枠組みの形成を目指すものとする。
	略
	3 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うものとする。
	4 年金現業業務については、制度運営の適正化・効率化及び加入者・受給者サービスの向上を図るため、基礎年金番号の導入等その統一的な処理を推進する。
3. 27	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 8 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）

年月日	事 項
8. 3. 27	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 8 年自治省令第 8 号）
3. 31	「恩給法等の一部を改正する法律」公布（平成 8 年法律第 11 号） 「平成 8 年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」公布（平成 8 年法律第 29 号） 1 平成 8 年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付等、国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法及び農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付等について、平成 6 年の年平均の全国消費者物価指数に対する平成 7 年の年平均の全国消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措置を講じないこと。 2 この法律は、平成 8 年 4 月 1 日から施行すること。 「平成 8 年度における被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法施行令第 1 条第 32 号に規定する物価スライド率の特例に関する政令」公布（平成 8 年政令第 95 号）
5. 22	「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」衆議院厚生委員会において附帯決議を付して可決、翌 23 日衆議院本会議において可決、参議院に送付
5. 31	「平成 8 年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」公布（平成 8 年政令第 167 号）
6. 6	「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」参議院厚生委員会において附帯決議を付して可決、翌 7 日参議院本会議において可決・成立
6. 14	「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」公布（平成 8 年法律第 82 号） この法律は、被用者年金制度の再編成の一環として、日本たばこ産業共済組合、日本鉄道共済組合及び日本電信電話共済組合の長期給付事業を厚生年金保険に統合し、年金保険者たる共済組合が厚生年金保険に対して拠出金を納付する制度を創設するとともに適用法人の事業主は健康保険組合を設立するものとする事、その他所要の措置を講ずることを目的とした。
6. 26	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 8 年政令第 194 号）
7. 19	「船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 8 年政令第 221 号）
7. 24	「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 8 年政令第 226 号）

年月日	事 項
8.10.11	「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令」公布（平成 8 年厚生省令第 58 号）…… 基礎年金番号制の導入に伴う施行規則等の改正
10.31	「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令」公布（平成 8 年厚生省令第 60 号）
9.3.26	「恩給法等の一部を改正する法律」公布（平成 9 年法律第 4 号）
3.28	<p>「厚生年金保険法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 9 年政令第 84 号）</p> <p>1 拠出金算定対象額の算定方法に関すること。 2 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法施行令の廃止に関すること。 3 その他</p> <p>「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」公布（平成 9 年政令第 85 号）</p> <p>1 制度間調整法の廃止に伴う経過措置 2 厚生年金保険の給付等に関する経過措置 3 退職共済年金等に関する経過措置 4 費用負担等に関する経過措置 5 この政令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行</p> <p>「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する政令」公布（平成 9 年政令第 86 号）</p>
3.31	<p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 9 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 9 年自治省令第 20 号）</p>
5.9	「日本私立学校振興・共済事業団法」公布（平成 9 年法律第 48 号）
6.11	「平成 9 年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」公布（平成 9 年政令第 187 号）
7.2	「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 9 年政令第 229 号）
8.26	<p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 9 年総理府・文部省・自治省令第 2 号）</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 9 年自治省令第 34 号）</p>

年月日	事 項
9. 12. 5	<p>「財政構造改革の推進に関する特別措置法」公布（平成 9 年法律第 109 号）</p> <p>「財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令」公布（平成 9 年政令第 349 号）</p> <p>年金審議会は、次期改正についての「論点整理」をとりまとめる。</p> <p>年金改革、5つの選択肢を提示 厚生省は、厚生年金の改革に向け保険料負担と将来の給付に関する 5 種類 の試案を年金審議会に提出</p>
12. 17	<p>「介護保険法」公布（平成 9 年法律第 123 号）</p> <p>「介護保険法施行法」公布（平成 9 年法律第 124 号）</p> <p>「医療法の一部を改正する法律」公布（平成 9 年法律第 125 号）</p> <p>「厚生年金保険法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 9 年政令第 361 号）</p>
12. 19	<p>「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 9 年政令第 367 号）……特別掛金の標準となる手当の範囲等</p>
10. 1. 29	<p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」（平成 10 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）……資金の繰入れの特例</p>
3. 6	<p>大蔵、文部、厚生、農林水産並びに自治の五大臣は連名で年金審議会会長に対し、「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険制度等の特例等に関する法律案」について諮問（同日答申）</p>
3. 24	<p>大蔵、文部、厚生、農林水産並びに自治の五大臣が連名で社会保障制度審議会会長に対し、「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険制度等の特例等に関する法律案」について諮問（3.27 答申）</p>
3. 25	<p>「国民年金法等による年金の額の改定に関する政令及び厚生年金保険等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 10 年政令第 51 号）</p> <p>平成 7 年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 10 年政令第 53 号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員共済組合が支給する年金の額について、平成 6 年平均の全国消費者物価指数に対する平成 9 年平均の全国消費者物価指数の上昇率（1.8%）を基準として、その額を引き上げること。 2 その他所要の措置を講ずること。 3 上記の措置は、平成 10 年 4 月分の給付から実施すること。

年月日	事 項
10. 3. 27	「恩給法等の一部を改正する法律」公布（平成 10 年法律第 8 号）
3. 31	<p>「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 10 年政令第 101 号）</p> <p>……育児休業手当金に要する費用の公的負担に関する事項</p>
	<p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 10 年総理府・文部省・自治省令第 2 号）</p> <p>……雇用保険法による給付との調整に関する事項</p>
	<p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（自治省第 15 号）</p>
4. 9	<p>「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 10 年政令第 148 号）</p>
	<p>「国民年金法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 10 年政令第 149 号）</p>
4. 20	<p>「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」について両国署名</p>
4. 24	<p>「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について国会の承認を求めるの件」及び「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例に関する法律案」第 142 回国会へ提出</p>
5. 13	<p>「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について国会の承認を求めるの件」及び「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例に関する法律案」が参議院本会議において承認可決し、衆議院に送付</p>
5. 19	<p>「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例に関する法律案」衆議院において可決・成立</p>
5. 21	<p>「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について国会の承認を求めるの件」衆議院本会議において承認</p>
5. 27	<p>「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」公布（平成 10 年法律第 77 号）</p>
6. 3	<p>「平成 10 年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」公布（平成 10 年政令第 197 号）</p>

年月日	事 項
10. 6. 5	「財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」公布（平成10年法律第94号）
6. 12	「中央省庁等改革基本法」公布（平成10年法律第103号）
6. 26	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成10年政令第240号）
9. 4	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成10年総理府・文部省・自治省令第3号）…… 年金受給者の現況の届出の特例 「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成10年自治省令第35号）
10. 9	「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」（年金審議会） 1 次期制度改正に当たって基本的な考え方 （公的年金の意義・役割と次期制度改正の位置付け） 2 次期制度改正の個別検討項目についての考え方 （1）公的年金について （2）厚生年金基金等について （3）年金積立金の運用について
10. 26	「日本国とドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令」公布（平成10年政令第344号）
11. 27	「日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施のための運用取決め」調印
12. 18	「財政構造改革の推進に関する特例措置法の停止に関する法律」公布（平成10年法律第150号）
12. 24	「介護保険法施行令」公布（平成10年政令第412号） 「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」公布（平成10年政令第413号）
11. 1. 13	「日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令」公布（平成11年政令第8号）
2. 9	国民年金保険料凍結のための「国民年金法等の一部を改正する法律案」について閣議決定
3. 12	厚生大臣は、年金審議会会長に対し、「国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに年金積立金の運用の改正」について諮問（3.15 答申）
3. 16	厚生大臣は、社会保障制度審議会会長に対し、「年金制度改正案要綱」を諮問（3.24 答申）

年月日	事 項
11. 3. 25	<p>「国民年金法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 11 年政令第 55 号）</p>
	<p>「国民年金法等による年金の額の改定に関する政令及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 11 年政令第 56 号）</p>
3. 26	<p>「平成 7 年度及び平成 10 年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 11 年政令第 76 号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員共済組合が支給する年金の額について、平成 9 年平均の全国消費者物価指数に対する平成 10 年平均の全国消費者物価指数の上昇率(0.6%)を基準として、その額を引き上げること。 2 その他所要の措置を講ずること。 3 上記の措置は、平成 11 年 4 月分の給付から実施すること。
3. 29	<p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する省令」公布（平成 11 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する命令」公布（平成 11 年自治省令第 8 号）</p>
3. 31	<p>「恩給法等の一部を改正する法律」公布（平成 11 年法律第 7 号）</p> <p>「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」公布（平成 11 年法律第 23 号）……保険料凍結</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 11 年度以後の国民年金の保険料の額を、平成 10 年度の保険料の額と同額の月額 13,300 円とすること。 2 平成 11 年度分の保険料を前納していた者に対して、この法律による改正前後の保険料の差額を基準として政令で定める額を、平成 11 年 4 月 1 日以降、還付すること。 3 この法律は、公布の日から施行すること。 <p>「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第 2 項に規定する還付額の算定に関する政令」公布（平成 11 年政令第 133 号）</p>
6. 2	<p>「平成 11 年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」公布（平成 11 年政令第 169 号）</p>
7. 15	<p>自治大臣は、地方公務員共済組合審議会会長に対し、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」について諮問（7.19 答申）</p>
7. 16	<p>「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」公布（平成 11 年法律第 87 号）</p> <p>「総務省設置法」公布（平成 11 年法律第 91 号）</p>

年月日	事 項
11. 7. 16	「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律」公布（平成 11 年法律第 102 号）
7. 19	大蔵、文部、農林及び自治の各大臣は、各共済年金制度の改正案を社会保障制度審議会に諮問（7.21 答申）
7. 22	「地方公務員法等の一部を改正する法律」公布（平成 11 年法律第 107 号） ……新たな再任用制度の導入
7. 27	「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案」 「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」 「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案」 「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案」 の共済年金 4 法案について、 「国民年金法等の一部を改正する法律案」 「年金資金運用基金法案」 「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案」 の年金改正 3 法案とともに第 145 回臨時国会へ提出
8. 18	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布（平成 11 年法律 133 号）
10. 14	「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う自治省関係政令の整備等に関する政令」公布（平成 11 年政令第 324 号）
10. 15	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 11 年政令第 325 号）
10. 18	<p>地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算に係る自治大臣が定める算定方法が示される。</p> <p>自治大臣の定める算定方法（骨子）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長期給付に要する費用の算定に当たっては、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」（平成 11 年 7 月 27 日閣議決定）を前提とすること。 2 将来の組合員数については、日本の将来推計人口等を基礎として 3 つのケース（①一定、②対人口比率一定で減少、③対厚生年金被保険者数比率一定で減少）を想定すること。 3 経済的要素については、賃金上昇率 2.5%、物価上昇率 1.5%、運用利回り 4.0%、年金改定率 2.5%とすること。 4 地方公務員等共済組合法第 114 条第 3 項に規定する給料と掛金との割合は、今回の再計算においては据え置くこととされたこと。 5 財源率及び財政の見通しの作成に当たっては、財源率を 5 年間据置き、以後 5 年毎の引上げ幅+27.5%として、将来にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。 <p>併せて、財源率を 5 年間据置き、平成 16 年 12 月に公的負担割合を 1/2 へ引上げ、以後財源率の 5 年毎の引上げ幅+25%（平成 16 年 12 月は財源率+10%軽減）とした見通しも作成すること。</p>

年月日	事 項
11. 10. 21	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 11 年総理府・文部省・自治省令第 2 号） 「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 11 年自治省令第 40 号）
11. 26	地方公務員共済組合連合会の運営審議会において、掛金率の据え置きが了承された。 衆議院厚生委員会において、年金改正 3 法案が一部修正のうえ、可決
12. 7	衆議院地方行政委員会において「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」が附帯決議を付して可決し、衆議院本会議において年金改正 3 法案及び共済年金 4 法案が可決され、参議院へ送付
12. 17	平成 10 年 4 月 20 日に東京で署名された「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」の批准書の交換がベルリンで行われた。
12. 21	「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」公布（平成 11 年条約第 21 号） 「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の効力発生に関する件」告示（平成 11 年外務省告示第 510 号） 「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施のための取極の署名に関する件」告示（平成 11 年外務省告示第 511 号）
12. 1. 21	「日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 12 年政令第 14 号）
2. 1	「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令」公布（平成 12 年自治省令第 4 号）…… 適用証明書の申請・交付等の手続
2. 29	「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定」署名
3. 14	「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について国会の承認を求めるの件」第 147 回国会へ提出
3. 21	「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例に関する法律案」第 147 回国会へ提出
3. 22	21 日に参議院国民福祉委員会において、年金改正 3 法案及び共済年金 4 法案が可決され、当日、参議院本会議において可決され、衆議院へ送付

年月日	事 項
12. 3. 28	<p>「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案」 「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」 「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案」 「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案」 の共済年金 4 法案について、 「国民年金法等の一部を改正する法律案」 「年金資金運用基金法案」 「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案」 の年金改正 3 法案とともに衆議院本会議において可決・成立</p>
3. 29	<p>「国民年金法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改定する政令」公布（平成 12 年政令 113 号）</p>
3. 31	<p>「恩給法等の一部を改正する法律」公布（平成 12 年法律第 11 号）</p> <p>「国民年金法等の一部を改正する法律」公布（平成 12 年法律第 18 号）</p> <p>「年金資金運用基本法」公布（平成 12 年法律第 19 号）</p> <p>「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律」公布（平成 12 年法律第 20 号）</p> <p>「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」公布（平成 12 年法律第 21 号）</p> <p>「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」公布（平成 12 年法律第 22 号）</p> <p>「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律」公布（平成 12 年法律第 23 号）</p> <p>「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律」公布（平成 12 年法律第 24 号）</p> <p>「平成 12 年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」公布（平成 12 年法律第 34 号）</p> <p>1 平成 12 年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付並びに農業者年金基金法による年金給付について、平成 10 年の年平均の消費者物価指数に対する平成 11 年の年平均の消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措置を講じないこと。</p> <p>2 この法律は、平成 12 年 4 月 1 日から施行すること。</p>

年月日	事 項
12. 3. 31	<p>「地方事務官であった者に係る地方職員共済組合の権利義務の承継等に関する政令」(平成 12 年政令第 153 号)</p> <p>「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」(平成 12 年政令第 179 号)</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布(平成 12 年政令第 183 号)</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布(平成 12 年政令第 184 号)</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布(平成 12 年総理府・文部省・自治省令第 1・2 号)</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布(平成 12 年自治省令第 29・30 号)</p>
4. 26	「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」公布(平成 12 年法律第 50 号)
5. 24	「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」公布(平成 12 年法律第 83 号)
5. 31	<p>「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」公布(平成 12 年法律第 99 号)</p> <p>「平成 12 年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令」公布(平成 12 年政令第 241 号)</p>
6. 7	「中央省庁等改革のための総務省関係政令等の整備に関する政令」公布(平成 12 年政令第 304 号)
6. 9	「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」公布(平成 12 年政令第 335 号)
6. 23	<p>「資金運用部資金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」公布(平成 12 年政令第 361 号)</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布(平成 12 年政令第 363 号)</p>
6. 30	「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」公布(平成 12 年政令第 370 号)
7. 24	「船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布(平成 12 年政令第 392 号)

年月日	事 項
12. 7. 27	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 12 年政令第 395 号）
9. 14	「中央省庁等改革のための総務省関係自治省令等の整備に関する省令」（平成 12 年自治省令第 44 号）
10. 12	「日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令」公布（平成 12 年政令第 454 号）
10. 27	「日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の両国において就労する者に係る地方公務員等共済組合法の特例に関する政令」公布（平成 12 年政令第 465 号）
11. 10	「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 12 年政令第 470 号）
11. 13	「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令」（平成 12 年厚生省令第 131 号）
12. 8	「昭和 61 年の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令及び平成 6 年の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 12 年政令第 502 号）
12. 27	「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 12 年政令第 543 号） 「地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 12 年政令第 544 号）
12. 28	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」（平成 12 年自治省令第 57 号） 「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令」（平成 12 年自治省令第 58 号）
13. 1. 4	「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国民年金の保険料の納付に関する経過措置に関する政令」公布（平成 13 年政令第 2 号）
1. 31	「厚生年金保険法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 13 年政令第 18 号）

年月日	事 項
13. 2. 1	「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定」（平成 13 年条約第 1 号）
	「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の効力発生に関する件」告示（平成 13 年外務省告示第 24 号）
2. 22	「厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令」（平成 13 年厚生労働省令第 15 号）
2. 28	<p>「公的年金制度の一元化に関する懇談会」 公的年金制度の一元化の更なる推進についての取組の方向を報告書にまとめた。</p> <p>1 一元化の更なる推進について 〈一元化の今後の方向〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進する。 ・農林漁業団体職員共済組合については、厚生年金保険に統合することが妥当である。 ・国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図ることとする。このため、次期財政再計算は、この財政単位の一元化を前提として実施することとすべきである。 ・今後、被用者年金制度のいわゆる 2 階部分の統一的な枠組みの形成を図るために、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく 21 世紀初頭の間結論が得られるよう検討を急ぐべきである。 <p>2 今後の進め方 一元化に向けた具体的な措置に係る検討状況等については、当懇談会に対して、適時適切な機会に報告がなされるべきである。</p> <p>政府においては、速やかに必要な対応策を講ずることとされたい。</p>
3. 16	<p>「公的年金制度の一元化の推進について」閣議決定（抜粋） 就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、次に掲げるところによりその更なる推進を図る。</p> <p>1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進する。</p> <p>(1) 農林漁業団体職員共済組合については、平成 14 年度に厚生年金保険に統合する。</p> <p>(2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。</p>

年月日	事 項
	2 被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく 21 世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。
13. 3. 28	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 13 年政令第 65 号）
3. 30	<p>「平成 13 年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」公布（平成 13 年法律第 13 号）</p>
	<p>1 平成 13 年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付並びに農業者年金基金法による年金給付について、平成 10 年の年平均の消費者物価指数に対する平成 12 年の年平均の消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措置を講じないこと。</p> <p>2 この法律は、平成 13 年 4 月 1 日から施行すること。</p>
	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」（平成 13 年内閣府・総務省・文部科学省令第 1 号）
3. 31	「恩給法等の一部を改正する法律」公布（平成 13 年法律第 16 号）
4. 4	「厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金の運用に関する基本方針を定めた件」告示（平成 13 年厚生労働省告示第 183 号）
5. 25	「平成 12 年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 13 年政令第 188 号）
7. 4	<p>「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」公布（平成 13 年法律第 101 号）</p>
	「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 13 年政令第 234 号）
7. 11	「国民年金法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 13 年政令第 240 号）
7. 26	「船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 13 年政令第 256 号）
10. 17	「国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」公布（平成 13 年政令第 332 号）

年月日	事 項
13. 11. 28	<p>「国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 13 年政令第 366 号）</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 13 年政令第 367 号）</p>
11. 30	「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」公布（平成 13 年政令第 379 号）
12. 7	<p>「国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成 13 年法律第 142 号）</p> <p>「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成 13 年法律第 143 号）</p> <p>「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 13 年政令第 391 号）</p>
12. 14	「地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 13 年政令第 398 号）
14. 1. 21	「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令」公布（平成 14 年厚生労働省令第 7 号）
2. 28	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 14 年内閣府・総務省・文部科学省令第 1 号）
3. 11	「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令」公布（平成 14 年厚生労働省令第 25 号）
3. 29	<p>「厚生年金法施行令及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 14 年政令第 92 号）</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 14 年内閣府・総務省・文部科学省令第 2 号）</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 14 年総務省令第 40 号）</p>
3. 31	<p>「恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」公布（平成 14 年法律第 8 号）</p> <p>「平成 14 年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」公布（平成 14 年法律第 21 号）</p> <p>1 平成 14 年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職</p>

年月日	事 項
	<p>員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律により政府が支給することとされた年金である給付、特例障害農林年金及び特例遺族農林年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法並びに私立学校教職員共済法による年金である給付について、平成 10 年の年平均の消費者物価指数に対する平成 13 年の年平均の消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措置を講じないこと。</p> <p>2 この法律は、平成 14 年 4 月 1 日から施行すること。</p>
14. 3. 31	「国民年金法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 14 年政令第 118 号）
4. 3	「厚生年金保険法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 14 年政令第 155 号）
5. 10	「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」公布（平成 14 年法律第 37 号）
5. 24	<p>「平成 12 年度及び平成 13 年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 14 年政令第 179 号）</p> <p>「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 14 年政令第 182 号）</p>
6. 25	「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 14 年政令第 236 号）
6. 28	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 14 年内閣府・総務省・文部科学省令第 3 号）
	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 14 年総務省令第 73 号）
7. 3	「国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」公布（平成 14 年政令第 246 号）
9. 30	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 14 年内閣府・総務省・文部科学省令第 4 号）
	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 14 年総務省令第 103 号）
11. 29	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 14 年政令第 350 号）
15. 1. 29	「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 15 年政令第 16 号）

年月日	事 項																							
15. 1. 29	「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 15 年政令第 17 号）																							
2. 7	「国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 15 年政令第 38 号）																							
3. 27	<p>地方公務員共済組合連合会定款の一部変更（公告） 地方公務員共済組合の長期給付に係る掛金率及び負担率に変更となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>給料又は期末手当等と掛金との割合</th> <th>給料又は期末手当等と負担金との割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長期組合員</td> <td>給料の額に乗じる数値</td> <td>1,000 分の 81.0</td> </tr> <tr> <td>期末手当等の額に乗じる数値</td> <td>1,000 分の 82.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職員団体の事務に従事する組合員</td> <td>給料の額に乗じる数値</td> <td>1,000 分の 64.8</td> </tr> <tr> <td>期末手当等の額に乗じる数値</td> <td>1,000 分の 65.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職員団体の事務に従事する組合員</td> <td>給料の額に乗じる数値</td> <td>1,000 分の 81.0</td> </tr> <tr> <td>期末手当等の額に乗じる数値</td> <td>1,000 分の 81.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職員団体の事務に従事する組合員</td> <td>給料の額に乗じる数値</td> <td>1,000 分の 64.8</td> </tr> <tr> <td>期末手当等の額に乗じる数値</td> <td>1,000 分の 64.8</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	給料又は期末手当等と掛金との割合	給料又は期末手当等と負担金との割合	長期組合員	給料の額に乗じる数値	1,000 分の 81.0	期末手当等の額に乗じる数値	1,000 分の 82.1	職員団体の事務に従事する組合員	給料の額に乗じる数値	1,000 分の 64.8	期末手当等の額に乗じる数値	1,000 分の 65.7	職員団体の事務に従事する組合員	給料の額に乗じる数値	1,000 分の 81.0	期末手当等の額に乗じる数値	1,000 分の 81.0	職員団体の事務に従事する組合員	給料の額に乗じる数値	1,000 分の 64.8	期末手当等の額に乗じる数値	1,000 分の 64.8
区 分	給料又は期末手当等と掛金との割合	給料又は期末手当等と負担金との割合																						
長期組合員	給料の額に乗じる数値	1,000 分の 81.0																						
	期末手当等の額に乗じる数値	1,000 分の 82.1																						
職員団体の事務に従事する組合員	給料の額に乗じる数値	1,000 分の 64.8																						
	期末手当等の額に乗じる数値	1,000 分の 65.7																						
職員団体の事務に従事する組合員	給料の額に乗じる数値	1,000 分の 81.0																						
	期末手当等の額に乗じる数値	1,000 分の 81.0																						
職員団体の事務に従事する組合員	給料の額に乗じる数値	1,000 分の 64.8																						
	期末手当等の額に乗じる数値	1,000 分の 64.8																						
3. 28	「国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 15 年政令第 99 号）																							
3. 31	<p>「恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」公布（平成 15 年法律第 5 号）</p> <p>「義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律」公布（平成 15 年法律第 12 号）</p> <p>「平成 15 年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」公布（平成 15 年法律第 19 号）</p> <p>1 平成 15 年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律により政府が支給することとされた年金である給付、特例障害農林年金及び特例遺族農林年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法並びに私立学校教職員共済法による年金である給付について、国民年金法等の規定にかかわらず、平成 13 年の年平均の消費者物価指数に対する平成 14 年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定すること。</p> <p>2 この法律は、平成 15 年 4 月 1 日から施行すること。</p>																							

年月日	事 項
15. 3. 31	<p>「雇用保険法等の一部を改正する法律」公布（平成 15 年法律第 31 号）</p> <p>「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 15 年政令第 153 号）</p> <p>「平成 12 年度、平成 13 年度及び平成 14 年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特例措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 15 年政令第 155 号）</p> <p>「平成 15 年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する政令」公布（平成 15 年政令第 158 号）</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 15 年内閣府・総務省・文部科学省令第 1 号）</p> <p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 15 年総務省令第 57 号）</p> <p>4. 1 「義務教育費国庫負担法第 2 条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担額の最高限度を定める政令等の一部を改正する政令」公布（平成 15 年政令第 188 号）</p> <p>4. 7 「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令」公布（平成 15 年厚生労働省令第 78 号）</p> <p>4. 30 「厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 15 年厚生労働省令第 84 号）</p> <p>5. 1 「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 15 年内閣府・総務省・文部科学省令第 2 号）</p> <p>5. 30 「証券取引法等の一部を改正する法律」公布（平成 15 年法律第 54 号）</p> <p>「個人情報保護に関する法律」公布（平成 15 年法律第 57 号）</p> <p>「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」公布（平成 15 年法律第 58 号）</p> <p>「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」公布（平成 15 年法律第 61 号）</p> <p>6. 6 「国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化に関する考え方」 （公務員共済年金財政単位一元化研究会） ・組織・制度として独立したままで、両制度間で財政調整を行うとともに、最終的に保険料率を一本化すること</p>

年月日	事 項
	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員という職域に適用される共済制度を全体で支え合う仕組みとすること ・両制度の給付額及び標準報酬総額をそれぞれ合算し、全体として一本の保険料率を算定し、両連合会の定款で規定すること ・平成 16 年から段階的に一本化を実施することとし、平成 21 年に同一の保険料率とすること ・基礎年金部分を除いた指標である独自給付費用に着目して、費用負担の平準化のための財政調整を行うこと ・第 2 の財政調整として、両制度の年金給付に支障を来たすことのないよう、単年度の収支に着目した財政調整を行うこと ・財政調整の方法は平成 16 年の財政再計算による保険料率の改定時以降、両連合会間で、毎年度、費用負担の平準化のための財政調整拠出金と年金給付に支障を来たさないための財政調整拠出金を一本にして財政調整拠出金を交付し又は受け入れることとすること ・財政単位一元化の今後の在り方については、被用者年金制度の動向、公務員制度の状況、今回の仕組みの運用状況などを踏まえつつ、必要に応じて見直しを行うこととすること
15. 6. 16	<p>「今後の社会保障改革の方向性に関する意見」(社会保障審議会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会保障の機能・役割 <ol style="list-style-type: none"> (1) セーフティネットとしての社会保障 (2) 社会経済との関係 2 社会保障の給付と負担 <ol style="list-style-type: none"> (1) マクロベースで見た給付と負担 (2) ライフコース・家計から見た給付と負担 3 社会保障改革の基本的視点 4 社会保障改革の方向性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 給付の在り方 (2) 負担の在り方 (3) 国民負担率をめぐる議論 (4) 国と地方をめぐる議論
9. 5	<p>「平成 16 年年金改革における給付と負担の見直しについて」(坂口大臣試案骨子)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給付と負担の具体的見直しに当たっての基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公的年金制度の堅持 (2) 保険料負担の上限の設定 (3) 公的年金の役割を踏まえた給付水準の調整 (4) 国庫負担割合の引上げ 2 「保険料固定方式」の導入 3 保険料負担の上限と給付の水準 4 給付と負担の均衡を図るための財政期間 5 「マクロ経済スライド」による給付調整 6 持続的で安定した制度を目指して <ol style="list-style-type: none"> (1) 最終的な保険料負担の上限を年収の 20%を超えない水準としつつ、将来の給付水準は、概ね 50%から 50%台半ば程度を確保していくのが適切。

年月日	事 項
	<p>また、総合的な次世代育成支援策の積極的推進はもとより、経済活性化のための対策にも積極的に取り組み、将来の給付水準が 50% 台半ばで維持できることを目指していきたい。</p> <p>(2) また、国民年金保険料の納付率の急激な低下の問題については、この 8 月に設置した国民年金特別対策本部において、徹底した収納対策に取り組んでいく。</p> <p>そのためには、国民年金保険料の納付が国民の義務であることの理解の徹底とともに、保険料納付の有利さ、大切さの理解の促進も必要。</p> <p>(3) 積立金の水準の在り方やその運用の在り方についても、基本的な議論を行い、今回の改革の中で結論を出していく。</p> <p>(4) その他、短時間労働者への厚生年金の適用拡大、第 3 号被保険者制度の見直しや離婚時の年金分割など女性と年金に関わる課題、次世代育成支援など、個別分野にわたる改革にも引き続き取り組んでいく。</p>
15. 9. 12	<p>「年金制度改革に関する意見」(社会保障審議会年金部会)</p> <p>1 はじめに</p> <p>2 年金改革の基本的な考え方</p> <p>(1) 年金改革の基本的な視点</p> <p>(2) 公的年金制度の体系について</p> <p>(3) 世代別の給付と負担の比率の違いについて</p> <p>3 次期制度改革における個別論点についての考え方</p> <p>(1) 給付と負担の在り方</p> <p>(2) 積立金の役割と経済前提等</p> <p>(3) 国庫負担の 2 分の 1 への引上げと安定的財源の確保</p> <p>(4) 多様な働き方への対応・次世代育成支援</p> <p>(5) 女性と年金</p> <p>(6) 障害年金</p> <p>(7) 被用者年金の一元化</p> <p>(8) 企業年金等</p> <p>4 公的年金制度の運営</p>
10. 23	<p>「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 15 年厚生労働省令第 165 号)</p>
12. 3	<p>「恩給給与規則の一部を改正する政令」公布 (平成 15 年政令第 471 号)</p>
12. 26	<p>「国民年金法施行規則の一部を改正する省令」公布 (平成 15 年厚生労働省令第 182 号)</p>
16. 2. 10	<p>「国民年金法等の一部を改正する法律案」について、第 159 回国会へ提出</p>
2. 20	<p>「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案」第 159 回国会へ提出</p>
3. 9	<p>「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」第 159 回国会へ提出</p>
3. 19	<p>「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布 (平成 16 年政</p>

年月日	事 項
	令第 44 号)
16. 3. 26	「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 16 年政令第 68 号）
3. 31	<p>「平成 16 年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」公布（平成 16 年法律第 23 号）</p>
	<p>1 平成 16 年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律により政府が支給することとされた年金である給付、特例障害農林年金及び特例遺族農林年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法並びに私立学校教職員共済法による年金である給付について、国民年金法等の規定にかかわらず、平成 13 年の年平均の消費者物価指数に対する平成 15 年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定すること。</p> <p>2 この法律は、平成 16 年 4 月 1 日から施行すること。</p>
	「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 16 年政令第 113 号）
	「平成 16 年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する政令」公布（平成 16 年政令第 115 号）
	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 16 年内閣府・総務省・文部科学省令第 1 号）
4. 28	「国民年金法等の一部を改正する法律案」衆議院厚生労働委員会において可決、5 月 11 日の衆議院本会議において一部修正のうえ可決、参議院に送付（12 日参議院厚生労働委員会に附託）
5. 14	「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案」衆議院財務金融委員会において可決、衆議院本会議で 18 日可決（6 月 9 日参議院財政金融委員会に附託）
5. 20	「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」衆議院総務委員会において可決、翌 21 日衆議院本会議で可決（6 月 9 日参議院総務委員会に附託）
6. 3	「国民年金法等の一部を改正する法律案」参議院厚生労働委員会において可決、5 日参議院本会議において可決・成立
6. 11	「国民年金法等の一部を改正する法律」公布（平成 16 年法律第 104 号）

年月日	事 項
16. 6. 14	「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」参議院総務委員会において可決、同日参議院本会議において可決・成立
6. 15	「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案」参議院財務金融委員会において可決、翌 16 日参議院本会議において可決・成立
6. 16	「国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 16 年政令第 200 号）
6. 18	「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」公布（平成 16 年法律第 126 号） 「社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」公布（平成 16 年法律第 127 号）
6. 23	「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」公布（平成 16 年法律第 130 号） 「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」公布（平成 16 年法律第 132 号） 「国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 16 年政令第 207 号）
6. 23	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 16 年政令第 208 号）
7. 9	「船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 16 年政令第 233 号）
8. 3	地方公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算に係る総務大臣が定める算定方法が示される。 総務大臣の定める算定方法（骨子） 1 財政再計算は、平成 16 年 10 月 1 日において行う。 2 財政再計算は、平成 16 年改正後の地共済法を前提として行う。 3 給与改定率、物価上昇率、運用利回りは、厚生年金と同じ率を見込む。 4 財政均衡期間の終了時は平成 112 年度末とし、その時点での積立金は積立度合 1、2、3 及び 4 の 4 つのケースについて、保険料率を算定し、財政の見通しを作成する。 5 地共済の保険料率については、平成 16 年 10 月（平成 17 年以降は 9 月）から毎年引き上げ、国共済の保険料率と段階的に一本化を図ることとし、平成 21 年に同一の保険料率とする。 また、引上げ幅については、厚生年金の引上げ幅を参考とすること。ただし、厚生年金の引上げ幅を下回らないこと。
9. 29	「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 16 年政

年月日	事 項																																		
	令第 286 号)																																		
16. 9. 29	「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 16 年政令第 287 号） 「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 16 年政令第 297 号） 「国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 16 年厚生労働省令第 141 号）																																		
9. 30	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 16 年総務省令第 124 号）																																		
10. 1	地方公務員共済組合連合会定款の一部変更（公告） 地方公務員共済組合の長期給付に係る掛金率及び負担率に変更となる。																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>給料又は期末手当等 と掛金との割合</th> <th>給料又は期末手当等 と負担金との割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16.10～H17.08</td> <td>1,000 分の 66.92</td> <td>1,000 分の 66.92</td> </tr> <tr> <td>H17.09～H18.08</td> <td>1,000 分の 68.69</td> <td>1,000 分の 68.69</td> </tr> <tr> <td>H18.09～H19.08</td> <td>1,000 分の 70.46</td> <td>1,000 分の 70.46</td> </tr> <tr> <td>H19.09～H20.08</td> <td>1,000 分の 72.23</td> <td>1,000 分の 72.23</td> </tr> <tr> <td>H20.09～</td> <td>1,000 分の 74.00</td> <td>1,000 分の 74.00</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	給料又は期末手当等 と掛金との割合	給料又は期末手当等 と負担金との割合	H16.10～H17.08	1,000 分の 66.92	1,000 分の 66.92	H17.09～H18.08	1,000 分の 68.69	1,000 分の 68.69	H18.09～H19.08	1,000 分の 70.46	1,000 分の 70.46	H19.09～H20.08	1,000 分の 72.23	1,000 分の 72.23	H20.09～	1,000 分の 74.00	1,000 分の 74.00																
区 分	給料又は期末手当等 と掛金との割合	給料又は期末手当等 と負担金との割合																																	
H16.10～H17.08	1,000 分の 66.92	1,000 分の 66.92																																	
H17.09～H18.08	1,000 分の 68.69	1,000 分の 68.69																																	
H18.09～H19.08	1,000 分の 70.46	1,000 分の 70.46																																	
H19.09～H20.08	1,000 分の 72.23	1,000 分の 72.23																																	
H20.09～	1,000 分の 74.00	1,000 分の 74.00																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">給料又は期末手当等 と掛金との割合</th> <th colspan="2">給料又は期末手当等 と負担金との割合</th> </tr> <tr> <th>給料の額に 乗じる数値</th> <th>期末手当等の 額に乗じる数値</th> <th>給料の額に 乗じる数値</th> <th>期末手当等の 額に乗じる数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16.10～H17.08</td> <td>1,000 分の 83.6500</td> <td>1,000 分の 66.92</td> <td>1,000 分の 83.6500</td> <td>1,000 分の 66.92</td> </tr> <tr> <td>H17.09～H18.08</td> <td>1,000 分の 85.8625</td> <td>1,000 分の 68.69</td> <td>1,000 分の 85.8625</td> <td>1,000 分の 68.69</td> </tr> <tr> <td>H18.09～H19.08</td> <td>1,000 分の 88.0750</td> <td>1,000 分の 70.46</td> <td>1,000 分の 88.0750</td> <td>1,000 分の 70.46</td> </tr> <tr> <td>H19.09～H20.08</td> <td>1,000 分の 90.2875</td> <td>1,000 分の 72.23</td> <td>1,000 分の 90.2875</td> <td>1,000 分の 72.23</td> </tr> <tr> <td>H20.09～</td> <td>1,000 分の 92.5000</td> <td>1,000 分の 74.00</td> <td>1,000 分の 92.5000</td> <td>1,000 分の 74.00</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	給料又は期末手当等 と掛金との割合		給料又は期末手当等 と負担金との割合		給料の額に 乗じる数値	期末手当等の 額に乗じる数値	給料の額に 乗じる数値	期末手当等の 額に乗じる数値	H16.10～H17.08	1,000 分の 83.6500	1,000 分の 66.92	1,000 分の 83.6500	1,000 分の 66.92	H17.09～H18.08	1,000 分の 85.8625	1,000 分の 68.69	1,000 分の 85.8625	1,000 分の 68.69	H18.09～H19.08	1,000 分の 88.0750	1,000 分の 70.46	1,000 分の 88.0750	1,000 分の 70.46	H19.09～H20.08	1,000 分の 90.2875	1,000 分の 72.23	1,000 分の 90.2875	1,000 分の 72.23	H20.09～	1,000 分の 92.5000	1,000 分の 74.00	1,000 分の 92.5000	1,000 分の 74.00
区 分	給料又は期末手当等 と掛金との割合		給料又は期末手当等 と負担金との割合																																
	給料の額に 乗じる数値	期末手当等の 額に乗じる数値	給料の額に 乗じる数値	期末手当等の 額に乗じる数値																															
H16.10～H17.08	1,000 分の 83.6500	1,000 分の 66.92	1,000 分の 83.6500	1,000 分の 66.92																															
H17.09～H18.08	1,000 分の 85.8625	1,000 分の 68.69	1,000 分の 85.8625	1,000 分の 68.69																															
H18.09～H19.08	1,000 分の 88.0750	1,000 分の 70.46	1,000 分の 88.0750	1,000 分の 70.46																															
H19.09～H20.08	1,000 分の 90.2875	1,000 分の 72.23	1,000 分の 90.2875	1,000 分の 72.23																															
H20.09～	1,000 分の 92.5000	1,000 分の 74.00	1,000 分の 92.5000	1,000 分の 74.00																															
12. 15	「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 16 年政令第 394 号）																																		
12. 22	「日本国及び大韓民国の両国において就労する者に係る地方公務員等共済組合法の特例に関する政令」公布（平成 16 年政令第 414 号）																																		
12. 28	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 16 年内閣府・総務省・文部科学省令第 2 号）																																		

年月日	事 項
16. 12. 28	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 16 年総務省令第 144 号）
17. 1. 28	「社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令」公布（平成 17 年厚生労働省令第 8 号）
2. 2	「社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定」公布（平成 17 年条約第 4 号） 「社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の効力発生に関する件」告示（平成 17 年外務省告示第 69 号）
3. 25	「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 17 年政令第 75 号）
3. 30	「地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令」公布（平成 17 年政令第 83 号） 「国民年金法による改定率の改定等に関する政令」公布（平成 17 年政令第 92 号）
3. 31	「社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令」公布（平成 17 年総務省令第 62 号）
4. 1	「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 17 年政令第 119 号） 「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 17 年内閣府、総務省、文部科学省第 1 号） 「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 17 年総務省令第 68 号） 「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律」公布（平成 17 年法律第 25 号）
6. 17	「社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」公布（平成 17 年法律第 64 号） 「社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」公布（平成 17 年法律第 65 号）
7. 29	「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」公布（平成 17 年条約第 10 号）
9. 30	「日本国及びアメリカ合衆国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令」公布（平成 17 年政令第 311 号）

年月日	事 項
17. 11. 11	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 17 年内閣府・総務省・文部科学省令第 2 号）
18. 3. 7	「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案」第 164 回国会へ提出
3. 30	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 18 年内閣府・総務省・文部科学省令第 1 号）
3. 31	「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律」公布（平成 18 年法律第 20 号）
	「地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令」公布（平成 18 年政令第 119 号）
4. 28	<p>「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」閣議決定</p> <p>公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として、次に掲げるところにより行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被用者年金制度の保険料率の統一 2 積立金の仕分け 3 追加費用等 4 職域部分 5 積立金の管理・運用 6 制度的な差異の取扱い 7 事務組織等
5. 16	「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案」衆議院総務委員会において可決、18 日衆議院本会議で可決（31 日参議院総務委員会に附託）
5. 26	<p>「今後の社会保障の在り方について」社会保障の在り方に関する懇談会</p> <ol style="list-style-type: none"> I はじめに II これまでの社会保障制度改革の状況 <ol style="list-style-type: none"> 1 年金改革、2 介護保険改革、3 医療制度改革、4 制度間の重複等の排除 III 改革後の姿を反映した給付と負担の将来見通し <ol style="list-style-type: none"> 1 経済前提等、2 将来見通しの概要 IV 今後の社会保障制度の在り方 <ol style="list-style-type: none"> 1 社会保障についての基本的考え方、2 改革後の将来見通しを踏まえた今後の在り方 V 社会保障分野に係る今後の課題 <ol style="list-style-type: none"> 1 少子化対策の推進、2 就業対策、3 年金制度改革、4 介護保険制度、5 医療制度改革、6 その他の社会保障分野、7 その他の関連施策 VI おわりに

年月日	事 項
18. 6. 6	「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案」参議院総務委員会において可決、7日参議院本会議において可決・成立
6. 14	「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」公布（平成18年法律第63号） 「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」公布（平成18年法律第72号）
6. 30	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成18年政令第225号）
9. 26	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成18年政令第314号）
9. 28	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成18年総務省令第112号） 「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成18年内閣府・総務省・文部科学省令第2号）
9. 29	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成18年総務省令第115号） 「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成18年内閣府・総務省・文部科学省令第3号）
10. 25	「社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定」公布（平成18年条約第13号）
12. 8	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成18年政令第375号）
12. 19	<p>「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会</p> <p>(1) 共済年金の1・2階部分の保険料率を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一する。</p> <p>(2) 共済年金にある遺族年金の転給制度を廃止するなど、制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。</p> <p>(3) 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。新たな公務員制度としての仕組み等を設ける。</p> <p>(4) 追加費用の削減のため、税財源である恩給期間に係る給付について、本人の負担の差に着目して27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置（給付額に対する減額率$\leq 10\%$、減額後の給付額≥ 250万円）を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題についての方針 <ul style="list-style-type: none"> 1 老齢年金の在職支給停止について

年月日	事 項
	2 障害年金の在職支給停止について 3 老齢年金の加給年金額に関する加入期間について 4 国会議員や地方議会議員の支給停止について 5 地方公共団体の長の共済年金額の加算特例について 6 文官恩給について 7 郵政公社、旧三公社等における追加費用について 8 制度体系、事務組織、積立金の管理・運用について 9 新たな公務員制度としての仕組み等について 10 実施時期について（平成 22 年度を原則とする。）
18. 12. 27	「日本国及びベルギー王国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令」公布（平成 18 年政令第 399 号）
	「日本国及びフランス共和国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令」公布（平成 18 年政令第 402 号）
19. 1. 25	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 19 年総務省令第 3 号）
3. 30	「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 19 年政令第 78 号）
	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 19 年総務省令第 44 号）
	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 19 年内閣府・総務省・文部科学省令第 1 号）
3. 31	「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」公布（平成 19 年法律第 27 号）
4. 13	「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」閣議決定・第 166 回国会提出 ・被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2 階部分の年金は厚生年金に統一。 ・共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。 ・共済年金の 1・2 階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率（上限 18.3%）に統一。 ・事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計に取りまとめて計上。 共済年金にある公的年金としての 3 階部分（職域部分）は廃止。 ・追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して 27% 引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。（文官恩給、旧三共済も同様）

年月日	事 項
	※当該法案は継続審議が繰り返されてきたが、結果的には実質的に一度も審議されないまま、平成 21 年 7 月 21 日の第 171 回通常国会の解散に伴い、廃案となった。
5. 11	「社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定」公布（平成 19 年条約第 4 号）
6. 27	「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」公布（平成 19 年法律第 104 号）
7. 6	「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」公布（平成 19 年法律第 111 号）
	「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令」公布（平成 19 年政令第 206 号）
7. 20	「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」公布（平成 19 年政令第 221 号）
	「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」公布（平成 19 年政令第 223 号）
19. 8. 1	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 19 年内閣府・総務省・文部科学省令第 2 号）
9. 28	「地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令」公布（平成 19 年総務省令第 128 号）
	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 19 年内閣府・総務省・文部科学省令第 3 号）
11. 27	「地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令」公布（平成 19 年内閣府・総務省・文部科学省令第 4 号）
11. 30	「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定」公布（平成 19 年条約第 19 号）
20. 2. 29	「社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令」公布（平成 20 年政令第 38 号）
	「社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令」公布（平成 20 年総務省令第 20 号）
3. 31	「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 20 年政令第 86 号）
	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 20 年

年月日	事 項
	総務省令第 39 号) 「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 20 年内閣府・総務省・文部科学省令第 1 号） 「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 20 年内閣府・総務省・文部科学省令第 2 号）
4. 30	「地方税法等の一部を改正する法律」公布（平成 20 年法律第 21 号）
6. 13	「地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令」公布（平成 20 年総務省令第 72 号）
6. 27	「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 20 年政令第 207 号）
8. 29	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 20 年総務省令第 94 号）
11. 4	「社会保障国民会議 最終報告」社会保障国民会議 1 最終報告の位置付け 2 これからの社会保障 ～ 中間報告が示す道筋 ～ 1 社会保障国民会議における議論の出発点 2 社会保障改革の基本的視点 3 社会保障の機能強化のための改革 3 中間報告後の議論 （1）低所得者対策 （2）能力開発政策 （3）医療・介護費用のシミュレーション （4）少子化対策の意義と課題 （5）新たな制度体系構築に向けた基本的視点 4 社会保障の機能強化に向けて 5 おわりに ～ 国民会議からのメッセージ ～
20. 11. 28	「社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令の一部を改正する政令」公布（平成 20 年政令第 363 号） 「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 20 年内閣府・総務省・文部科学省令第 3 号）
12. 5	「社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」公布（平成 20 年条約第 17 号）
12. 24	「社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令」公布（平成 20 年総務省令第 151 号）
12. 25	「社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定」公布（平成 20 年条

年月日	事 項
	約第 18 号)
	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 20 年総務省令第 154 号）
	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 20 年内閣府・総務省・文部科学省令第 4 号）
12. 26	「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」公布（平成 20 年法律第 95 号）
21. 2. 27	「社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令」公布（平成 21 年厚生労働省令第 21 号）
3. 27	「地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令」公布（平成 21 年政令第 59 号）
3. 31	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 21 年総務省令第 33 号）
21. 3. 31	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 21 年内閣府・総務省・文部科学省令第 1 号）
4. 2	「社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定」公布（平成 21 年条約第 2 号）
4. 30	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 21 年総務省令第 47 号）
5. 15	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 21 年総務省令第 49 号）
6. 1	「社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令」公布（平成 21 年総務省令第 55 号）
9. 1	地方公務員共済組合連合会定款の一部変更（公告） 地方公務員共済組合の長期給付に係る掛金率及び負担率が変更となる。

年月日	事 項				
	区 分	給料又は期末手当等 と掛金との割合		給料又は期末手当等 と負担金との割合	
		給料の額に 乗じる数値	期末手当等の 額に乗じる数値	給料の額に 乗じる数値	期末手当等の 額に乗じる数値
	H21.9～H22.8	1,000 分の 94.7125	1,000 分の 75.77	1,000 分の 94.7125	1,000 分の 75.77
	H22.9～H23.8	1,000 分の 96.9250	1,000 分の 77.54	1,000 分の 96.9250	1,000 分の 77.54
	H23.9～H24.8	1,000 分の 99.1375	1,000 分の 79.31	1,000 分の 99.1375	1,000 分の 79.31
	H24.9～H25.8	1,000 分の 101.3500	1,000 分の 81.08	1,000 分の 101.3500	1,000 分の 81.08
	H25.9～	1,000 分の 103.5625	1,000 分の 82.85	1,000 分の 103.5625	1,000 分の 82.85
9. 30	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 21 年内閣府・総務省・文部科学省令第 3 号）				
12. 28	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 21 年総務省令第 125 号）				
21. 12. 28	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 21 年内閣府・総務省・文部科学省令第 4 号）				
12. 28	「社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令」公布（平成 21 年総務省令第 126 号）				
22. 3. 26	「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 22 年政令第 43 号）				
3. 31	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 22 年総務省令第 32 号）				
3. 31	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 22 年内閣府・総務省・文部科学省令第 1 号）				
6. 25	「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 22 年政令第 161 号）				
6. 29	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 22 年総務省令第 72 号）				
6. 29	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 22 年内閣府・総務省・文部科学省令第 2 号）				

年月日	事 項
6. 29	<p>「新たな年金制度の基本的考え方について（中間まとめ）～安心・納得の年金を目指して～」(抜粋)</p> <p>〈新年金制度の基本原則〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年金一元化の原則 全国民が同じ一つの年金制度に加入すること 2 最低保障の原則 最低限の年金額の保障があること 3 負担と給付の明確化の原則 負担と給付の関係が明確な仕組みにすること 4 持続可能の原則 将来にわたって誰もが負担でき、安定的財源を確保するなど、持続可能な制度とすること 5 「消えない年金」の原則 年金記録の確実な管理と加入者本人によるチェックができる体制とすること 6 未納・未加入ゼロの原則 年金保険料の確実な徴収により、無年金者をなくすこと 7 国民的議論の原則 国民的な議論の下に制度設計を行うこと
7. 16	<p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 22 年内閣府・総務省・文部科学省令第 3 号）</p>
9. 3	<p>「社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定」公布（平成 22 年条約第 9 号）</p>
9. 10	<p>「社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定」公布（平成 22 年条約第 10 号）</p>
11. 30	<p>「社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令」公布（平成 22 年総務省令第 103 号）</p>
22. 12. 14	<p>「社会保障改革の推進について」閣議決定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会保障改革に係る基本方針 2 社会保障・税に関わる番号制度について
23. 1. 31	<p>「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」政府・与党社会保障改革検討本部</p>
3. 31	<p>「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 23 年政令第 59 号）</p>
3. 31	<p>「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 23 年内閣府・総務省・文部科学省令第 1 号）</p>
4. 28	<p>「社会保障・税番号要綱」社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会</p>

年月日	事 項
5. 2	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」公布（平成 23 年法律第 40 号）
5. 2	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令」公布（平成 23 年政令第 128 号）
5. 27	「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」公布（平成 23 年法律第 56 号）
5. 27	「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 23 年政令第 151 号）
5. 27	「地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令」公布（平成 23 年総務省令第 52 号）
6. 10	「東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令」公布（平成 23 年総務省令第 54 号）
6. 30	<p>「社会保障・税一体改革成案」（平成 23 年 7 月 1 日閣議報告）政府・与党社会保障改革検討本部</p> <p>○国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得比例年金（社会保険方式）、最低保障年金（税財源） <p>○年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低保障機能の強化＋高所得者の年金給付の見直し ・短時間労働者に対する厚生年金の適用適用拡大、第 3 号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化 ・マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げなどの検討 <p>○業務運営の効率化を図る（業務運営及びシステムの改善）</p>
6. 30	<p>「社会保障・税番号大綱」政府・与党社会保障改革検討本部</p> <p>社会保障と税に関わる番号制度に関し、本年 1 月 31 日に政府・与党社会保障改革検討本部で決定した「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」及び 4 月 28 日に公表した「社会保障・税番号要綱」を踏まえ進めてきた検討に基づき、具体的に法令その他で措置する制度設計の内容、制度の円滑な導入、実施、定着、利便性の向上に向けた実施計画等について、今後の法案策定作業を念頭に政府・与党として方向性を示すもの。</p>
8. 22	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 23 年総務省令第 120 号）
23. 8. 22	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 23 年内閣府・総務省・文部科学省令第 2 号）

年月日	事 項
12. 9	「社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定」公布（平成 23 年条約第 16 号）
12. 16	「社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定」公布（平成 23 年条約第 17 号）
12. 22	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 23 年総務省令第 167 号）
24. 1. 6	<p>「社会保障・税一体改革素案」（同日閣議報告）政府・与党社会保障改革検討本部</p> <p>○「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する新しい年金制度の創設について、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、引続き実現に取り組む。</p> <p>○新しい年金制度の創設までには、一定の時間を要する。また、新しい年金制度の創設を行っても、新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者が出てくるには相当の機関が必要であり、その間は新制度と旧制度の両方から年金が支給されることとなる。このため、新しい年金制度の方向性に沿って、現行制度の改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金国庫負担 2 分の 1 の恒久化 ・最低保障機能の強化 ・高所得者の年金給付の見直し ・物価スライド特例分の解消 ・産休期間中の保険料負担免除 ・短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大 ・被用者年金一元化 ・第 3 号被保険者制度の見直し ・マクロ経済スライドの検討 ・在職老齢年金の見直し ・標準報酬上限の見直し ・支給開始年齢引上げの検討 ・業務運営の効率化 ・その他（遺族基礎年金、税・保険料徴収体制）
2. 17	<p>「社会保障・税一体改革大綱について」（閣議決定）</p> <p>・与野党協議が進まなかったことから、社会保障・税一体改革素案がほぼ原案通りに社会保障一体改革大綱とされた。</p>
2. 21	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 24 年総務省令第 10 号）
2. 21	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 24 年内閣府・総務省・文部科学省令第 1 号）
2. 29	「社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令」公布（平成 24 年総務省令第 11 号）

年月日	事 項
3. 28	「地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令」公布（平成 24 年政令第 59 号）
3. 30	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 24 年総務省令第 22 号）
3. 30	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 24 年内閣府・総務省・文部科学省令第 2 号）
24. 4. 13	<p>「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」（被用者年金一元化法案）閣議決定・第 180 回国会提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2 階部分の年金は厚生年金に統一する。 ・共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。 ・共済年金の 1・2 階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率（上限 18.3%）に統一する。 ・厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。 <p>追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して 27% 引下げる、ただし、一定の配慮措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済年金職域部分を廃止すると同時に、新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について平成 24 年中に検討を行い、別に法律で定めるところにより必要な措置を講ずる。
6. 27	「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 24 年政令第 168 号）
7. 5	<p>「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議報告書取りまとめ」</p> <p>人事院による民間の企業年金及び退職金の調査結果や、共済職域部分を廃止すると同時に新たな公務員制度のとしての年金の給付の制度を設けることとしている被用者年金一元化法案を踏まえ、退職給付の官民格差の調整と調整後の退職給付制度の在り方について様々な角度から検討が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事院調査結果に基づき、当面の官民較差（402.6 万円）を全額退職手当の引下げで調整すること ・官民較差調整後は、退職給付全体として官民均衡水準であれば最終的な税負担が変わらず、退職給付総額を退職手当と年金でどのように配分するかの問題であること ・民間の実態を考慮した退職給付制度とすること ・公務員制度の一環として、より良い公務サービスを提供するための仕組みとすること ・年金を導入する場合、現行の職域部分とは全く異なるものであることを明確にすること

年月日	事 項
	という観点から議論を進め、「年金払い退職給付」を導入するのが適当であると取りまとめるに至った。
8.10	「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（被用者年金一元化法）可決・成立
8.22	「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金機能強化法）公布（平成 24 年法律第 62 号）
8.22	「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（被用者年金一元化法）公布（平成 24 年法律第 63 号）
8.22	「社会保障制度改革推進法」公布（平成 24 年法律第 64 号）
11.2	「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」（年金払い退職給付法案）閣議決定・第 181 回臨時国会提出 ・被用者年金一元化法附則第 2 条等を踏まえ、地方公務員共済年金の職域部分の廃止に伴い、地方公務員の退職給付の一部として、「年金払い退職給付」を設けるなど、所用の措置を講ずる。
11.16	「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（年金払い退職給付法案）可決・成立
11.26	「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（年金払い退職給付法）公布（平成 24 年法律第 97 号）
11.26	「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（特例水準解消法）公布（平成 24 年法律第 99 号）
25. 3.27	「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 25 年政令第 87 号）
3.29	「地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令」公布（平成 25 年総務省令第 36 号）
3.29	「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」公布（平成 25 年内閣府・総務省・文部科学省令第 1 号）
25. 3.30	「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 25 年総務省令第 37 号）
5.24	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」公布（平成 25 年法律第 27 号）

年月日	事 項
7.31	<p>「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」公布（平成 25 年政令第 227 号）</p> <p>被用者年金一元化法の規定により、追加費用対象期間に係る共済年金の額については、本人の負担割合に見合った水準まで一律に 27%削減することとされたことから、当該改正により、追加費用対象期間を有する者の年金額の算定に関し、必要な事項が定められた。</p> <p>なお、当該削減の実施にあたっては、次の配慮措置が講じられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の 10% ○230 万円以下の年金額については減額の対象外
7.31	<p>「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令」公布（平成 25 年総務省令第 76 号）</p>
8.6	<p>「社会保障制度改革国民会議 報告書」</p> <p>社会保障制度改革推進法（平成 24 年法律第 64 号）により設置された社会保障制度改革国民会議が、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議し、計 20 回にわたり会議が行われ、その報告書が平成 25 年 8 月 6 日にとりまとめられた。</p> <p>報告書では「社会保障制度改革の方向性について」の中で『21 世紀日本モデル』の社会保障は、すべての世代を給付やサービスの対象とし、すべての世代が年齢ではなく、負担能力に応じて負担し、支え合う仕組み。」などが提言された。</p> <p>年金分野については、残された課題を「長期的な持続可能性をより強固なものとする」と「社会経済状況の変化に対応したセーフティネット機能を強化する」と整理し、具体的には、次の事項の見直し等が提言された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マクロ経済スライドの見直し ○短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 ○高齢期の就労と年金受給の在り方 ○高所得者の年金給付の見直し
8.21	<p>社会保障制度改革推進法第 4 条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について（閣議決定）</p> <p>受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため講ずべき改革（＝社会保障制度改革）の推進に関する骨子について、社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、骨子を定め、政府は、本骨子に基づき、社会保障制度改革推進法第 4 条の規定に基づく「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案を速やかに策定し、次期国会冒頭に提出することとされた。</p> <p>公的年金制度については、年金生活者支援給付金の支給、基礎年金の国庫負担割合の 2 分の 1 への恒久的な引上げ、老齢基礎年金の受給資格期間の短縮、遺族基礎年金の支給対象の拡大等の措置を着実に実施するとともに、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされた。</p>

年月日	事 項
	<ul style="list-style-type: none"> ○マクロ経済スライドに基づく年金給付の額の改定の在り方 ○短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大 ○高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方 ○高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し等
9. 26	<p>「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令」公布（平成 25 年政令第 283 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来水準と物価特例水準との差 2.5%を解消
12. 13	<p>「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）公布（平成 25 年法律第 112 号）</p>
12. 16	<p>「年金個人情報適正な管理のあり方に関する専門委員愛」（社会法相審議会年金部会）</p> <p>1 年金個人情報の訂正手続の創設</p> <p>（1）現在の訂正の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年金事務所での年金相談を契機とした記録誤りの訂正 ② 総務大臣への年金記録訂正のあっせんを求める申立て ③ 行政機関個人情報保護法に基づく訂正請求 <p>（2）現在の年金記録の訂正事案</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 訂正が必要な年金記録の事案に変化 <p>（3）年金記録の訂正請求手続の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 恒常的に発生し得る年金記録の誤り事案に対応できる訂正の仕組みを年金制度に整備することが必要。 ② 被保険者等が、厚生労働大臣に対し、年金の原簿記録の訂正を請求することができる手続を年金制度に創設。 ③ 請求に係る事実確認をできる限り明らかにするため、厚生労働大臣が関係機関に資料の提供等を求める根拠規定を設ける。 ④ 訂正決定に係る客観性・合理性を確保するため、民間有識者からなる合議体（審議会）の審議を踏まえて、厚生労働大臣は訂正決定を行う。 <p>（4）訂正請求が処分性のある行政手続として整備されるため、処分に不服があれば、不服申立手続や司法手続への移行が可能。</p> <p>2 年金個人情報の情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）本人の気付きの機会として重要な「ねんきん定期便」の取組の名著実な実施 （2）「ねんきんネット」の拡充など、本人に情報提供する内容の充実 （3）記録誤りを未然に防止する取組の実施 <p>3 年金個人情報の厳格な保護と適切な利用提供範囲</p> <p>本人の同意を得ることができない緊急の場合などやむを得ない事情があるものを具体的に明確にした上で、情報の提供を行うことが必要。</p>
12. 26	<p>持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 25 年 12 月 26 日政令第 365 号）</p>

年月日	事 項
26. 2. 13	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成 26 年 2 月 13 日政令第 31 号)
3. 28	国民年金法施行令等の一部を改正する政令(平成 26 年 3 月 28 日政令第 97 号)
3. 28	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成 26 年 3 月 28 日政令第 86 号)
3. 31	国民年金法施行令の一部を改正する政令(平成 26 年 3 月 31 日政令第 112 号)
	国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省令第 41 号)
	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(平成 26 年 3 月 31 日内閣府・総務省・文部科学省令第 1 号)
	地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(平成 26 年 3 月 31 日総務省令第 28 号)
4. 30	国民年金法施行規則及び日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 60 号)
5. 1	国見年金法施行令の一部を改正する政令(平成 26 年 5 月 1 日政令第 177 号)
	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(平成 26 年 5 月 1 日政令第 176 号)
6. 11	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令(平成 26 年 6 月 11 日政令第 208 号)
6. 18	確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成 26 年 6 月 19 日政令第 214 号)
6. 27	地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令(平成 26 年 6 月 27 日政令第 230 号)
7. 22	国民年金法施行規則の一部を改正する省令(平成 26 年 7 月 22 日厚生労働省令第 83 号)
8. 20	<p>公的年金に関する検討課題(社会保障審議会年金部会)</p> <p>1 平成 26 年財政検証結果を踏まえた公的年金制度の検討課題</p> <p>(1) 年金を支える経済社会の発展への寄与(特に労働参加の促進の観点から取り組むべき課題)</p>

年月日	事 項
	<ul style="list-style-type: none"> ① 短時間労働者への社会保険の適用拡大 ② 第3号被保険者制度・遺族年金制度の見直し ③ 第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除 ④ 高齢期の就労と年金受給の在り方、在職老齢年金の見直し (2) 持続可能性の強化とセーフティネット機能の強化の観点から取り組むべき課題 <ul style="list-style-type: none"> ① マクロ経済スライドの在り方 ② 短時間労働者への社会保険の適用拡大 ③ 高齢期の就労と年金受給の在り方 (3) G P I Fのガバナンス体制についての検討課題 2 企業年金制度等に関する検討課題 3 年金制度をめぐる検討の視点（総括） <ul style="list-style-type: none"> (1) 公的年金に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成26年財政検証結果を踏まえ公的年金制度の検討 ② G P I Fのガバナンス体制 (2) 企業年金制度等に関する検討
8.29	国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成26年8月29日厚生労働省令第102号）
9.10	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府令・総務省令第5号）
9.29	国民年金法施行規則及び日本年金機構の事業運営に関する省令の一部を改正する省令（平成26年9月29日省令第111号）
10.3	地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令（平成26年10月3日政令第328号）
10.31	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成26年10月31日政令第328号）
	国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成26年10月31日厚生労働省令第126号）
11.20	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）
11.21	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成26年11月21日内閣府・総務省・文部科学省令第2号）

年月日	事 項
11. 21	地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令(平成 26 年 11 月 21 日 総務省令第 86 号)
12. 5	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令(平成 26 年 12 月 5 日厚生労働省令第 133 号)
12. 12	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26 年 12 月 12 日内閣府・総務省令第 7 号)
12. 22	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(平成 26 年 12 月 22 日内閣府・総務省・文部科学省令第 3 号)
	地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令(平成 26 年 12 月 22 日総務省令第 95 号)
12. 24	国見年金法施行令の一部を改正する政令(平成 26 年 12 月 24 日政令第 414 号)
27. 3. 25	国民年金法施行令の一部を改正する政令(平成 27 年 3 月 25 日政令第 86 号)
3. 27	地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令(平成 27 年 3 月 27 日政令第 104 号)
3. 31	地方公務員等共済組合法施行規程及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の一部を改正する命令(平成 27 年 3 月 21 日(内閣府・総務省・文部科学省令第 1 号))
	地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(平成 27 年 3 月 31 日総務省令第 31 号)
4. 24	厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令(平成 27 年 4 月 24 日厚生労働省令第 95 号)
4. 30	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成 27 年 4 月 30 日政令第 224 号)
7. 31	国民年金法施行令の一部を改正する政令(平成 27 年 7 月 31 日政令第 286 号)
9. 30	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令(平成 27 年 9 月 30 日政令第 342 号)
	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険法の保険給付等に関する経過措置に関する政令(平成 27 年 9 月 30 日政令第 343 号)

年月日	事 項
27. 9. 30	<p>地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する当の政令（平成 27 年 9 月 30 日政令第 346 号）</p> <p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務等共済組法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年 9 月 30 日政令第 347 号）</p> <p>地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令（平成 27 年 9 月 30 日内閣府・総務省・文部科学省令第 2 号）</p> <p>地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年 9 月 30 日総務省令第 82 号）</p> <p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 27 年 9 月 30 日厚生労働省令第 153 号）</p>
12. 25	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（平成 27 年 12 月 25 日内閣府・総務省令第 6 号）</p> <p>地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成 27 年 12 月 25 日内閣府・総務省・文部科学省令第 3 号）</p>
28. 3. 31	<p>国民遠近法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年 3 月 31 日政令第 128 号）</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成 28 年 3 月 31 日政令第 131 号）</p> <p>地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成 28 年 3 月 31 日内閣府・総務省・文部科学省令第 1 号）</p> <p>地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年 3 月 31 日総務省令第 44 号）</p>
11. 30	<p>地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成 28 年 11 月 30 日内閣府・総務省・文部科学省令第 2 号）</p> <p>地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する省令（平成 28 年 11 月 30 日総務省令第 93 号）</p>

年月日	事 項
28.12.26	<p>公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年12月26日法律第114号）</p> <p>地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成28年12月26日総務省令第104号）</p>
29.2.24	<p>公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成29年2月24日政令第28号）</p> <p>公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成29年2月24日厚生労働省令第11号）</p>
29.3.17	<p>公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年3月17日政令第37号）</p>
29.3.31	<p>地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成29年3月31日内閣府令・総務省令・文部科学省令第1号）</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成29年3月31日政令第83号）</p> <p>公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う総務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成29年3月31日総務省令第18号）</p>
29.7.28	<p>公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年7月28日政令第214号）</p> <p>国民年金法施規則の一部を改正する省令（平成29年7月28日厚生労働省令第78号）</p>
29.10.16	<p>厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令（平成29年10月16日厚生労働省令第113号）</p>
29.11.9	<p>地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成29年11月9日内閣府・総務省・文部科学省令第3号）</p> <p>地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成29年11月9日・総務省令第75号）</p>
29.11.9	<p>国見年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年11月9日厚生労働省令第122号）</p>

年月日	事 項
30.1.17	国民年金法施行令の一部を改正する政令（平成30年1月17日政令第4号）
30.1.24	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令等の一部を改正する政令（平成30年1月24日政令第8号）
30.1.31	厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年1月31日厚生労働省令102号）
30.3.2	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成30年3月2日内閣府令・総務省令・文部科学省令第1号）
30.3.28	公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の市日に関する政令（平成30年3月28日政令第73号）
30.3.30	国見年金法施行令等の一部を改正する政令（平成30年3月30日政令第115号）
30.5.7	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（平成30年5月7日政令第164号）
30.5.18	社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書（平成30年5月18日条約1号）
30.5.25	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林業団体職員共済組合を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成30年5月25日法律31号）
30.5.30	社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成30年5月30日条約21号）
30.6.29	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成30年6月29日内閣府令・総務省令・文部科学省令第2号）
30.12.28	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成30年12月28日内閣府令・総務省令・文部科学省令第4号）
31.2.15	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年2月15日政令第25号）
	社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（平成31年2月15日厚生労働省令14号）
31.3.29	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成31年3月29日内閣府令・総務令・文部科学省令第1号）

年月日	事 項
31. 3. 29	国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年 3 月 29 日政令 120 号）
31. 4. 5	厚生年金制度及び能吏漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 31 年 4 月 5 日政令第 146 号）
31. 4. 12	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の（平成 13 年法律第 101 号）附則第 61 条第 1 項の規定に基づき、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年 4 月 12 日農林水産省令第 36 号） 社会保障協定に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定（平成 31 年 4 月 12 日条約第 1 号）
元. 5. 17	社会保障協定に関する日本国と中華人民共和国政府との間の協定（令和元年 5 月 17 日条約第 1 号）
元. 5. 23	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和元年 5 月 23 日内閣府令・総務省令・文部科学省令第 2 号）
元. 9. 18	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令（令和元年 9 月 18 日農林水産省令第 30 号）
元. 11. 1	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を（令和元年 11 月 1 日農林水産省令第 41 号）
2. 3. 30	国見年金法施行令等の一部を改訂する政令（令和 2 年 3 月 30 日政令第 101 号）
2. 3. 31	地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年 3 月 31 日総務省令第 23 号）
2. 4. 15	地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年 4 月 15 日政令第 145 号）
2. 6. 5	国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年 6 月 5 日法令第 40 号） 国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年 6 月 5 日法令第 178 号） 年金制度の機能強化のための国見年金法等の一部を改正する法律の一部の施

年月日	事 項
	行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和2年6月5日厚生労働省令第114号）
	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（令和2年6月5日厚生労働省令第115号）
2.8.3	厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（令和2年8月3日厚生労働省令第147号）
2.8.14	地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（令和2年8月14日政令第248号）
2.9.16	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和2年9月16日政令第293号）
2.9.25	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年9月25日厚生労働省令第161号）
	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和2年9月25日内閣府令・総務省令・文部科学省令第1号）
	地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和2年9月25日総務省令第91号）
2.10.26	厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（令和2年10月26日厚生労働省令第177号）
	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和2年10月26日内閣府令・総務省令・文部科学省令第2号）
2.10.30	国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年10月30日政令第318号）
2.12.23	国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和2年12月23日政令第369号）
3.3.8	国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する政令（令和3年3月8日厚生労働省令第46号）
3.3.17	厚生年金保険法施行令及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年3月17日政令第47号）
3.3.26	地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年3月26日総務省令第28号）

年月日	事 項
3. 3. 31	国民年金法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年 3 月 31 日政令第 99 号、政令第 100 号） 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令（令和 3 年 3 月 31 日政令第 104 号）
3. 6. 30	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令 3 年 6 月 30 日厚生労働省令第 115 号）
3. 8. 6	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 3 年 8 月 6 日政令第 229 号）
3. 10. 29	国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年 10 月 29 日政令第 303 号） 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（令和 3 年 10 月 29 日政令第 304 号）
3. 11. 26	社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定（令和 3 年 11 月 6 日条約第 13 号）
3. 12. 27	国民年金法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（令和 3 年 12 月 27 日厚生労働省令第 202 号）
3. 12. 28	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和 3 年 2 月 28 日内閣府令・総務省令・文部科学省令第 3 号）
4. 1. 26	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（令和 4 年 1 月 26 日政令第 33 号）
4. 3. 7	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（令和 4 年 3 月 7 日厚生労働省令 33 号）
4. 3. 25	国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年 3 月 25 日政令第 115 号） 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和 4 年 3 月 25 日政令第 33 号） 地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年 3 月 25 日政令第 119 号）
4. 3. 29	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 4 年 3 月 29 日厚生労働省令 33 号）

年月日	事 項
4. 3. 30	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 4 年 3 月 30 日政令第 129 号） 社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定（令和 4 年 3 月 30 日条約第 1 号） 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和 3 年 3 月 31 日内閣府令・総務省令・文部科学省令第 3 号） 地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年 3 月 31 日総務省令第 22 号）
4. 6. 24	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和 4 年 6 月 24 日内閣府令・総務省令・文部科学省令第 3 号）
4. 8. 3	地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する政令の一部を改正する政令（令和 4 年 8 月 3 日政令第 266 号）
4. 8. 24	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和 4 年 8 月 24 日内閣府令・総務省令・文部科学省令第 4 号） 地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年 8 月 24 日総務省令第 22 号）
5. 3. 22	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和 5 年 3 月 22 日内閣府令・総務省令・文部科学省令第 4 号）
5. 3. 30	国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年 3 月 30 日政令第 117 号） 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年 3 月 30 日政令第 120 号） 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年 3 月 30 日厚生労働省令第 120 号）
5. 3. 31	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和 5 年 3 月 31 日内閣府令・総務省令・文部科学省令第 2 号） 地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年 3 月 31 日総務省令第 31 号）
5. 9. 29	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和 5 年 9 月 29 日内閣府令・総務省令・文部科学省令第 4 号）

年月日	事 項
5.10.25	社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（令和5年10月25日厚生労働省令第4号）
5.12.27	社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令（令和5年12月27日総務省令第103号）
6.1.16	令和6年度能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書当を提出すべき日を延長する件（令和6年1月16日厚生労働省告示第8号）
6.1.17	社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定（令和6年1月17日条約第2号）
6.3.29	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第130号）